

(こども未来部)

【西丘保育所関係者の意見について】

(質問)

先月末、西丘保育所の保護者会及びその協力団体から、各議員宛にアンケート調査がありました。私自身、事実確認や現状把握が不完全であったことから、明確な回答が出来ない設問がいくつかありました。そこで、事実確認と現状把握のためにいくつか教えて頂きたいと思います。

まず、希望する保育所に入れない未就学児童は公表されている待機児童数より多く、民間施設を高額で利用せざるを得ない保護者がおられ、豊中市ではそういった保護者への補助がないと言うことは事実なのでしょうか。また、そのことについての問題意識と対策についてお答えください。

<答弁>

就労等により保育所の入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所入所の申込過多に伴いまして、やむなく認可外保育施設にお子さまを預けられる保護者の方がおられますことは承知しております。

このような状況を踏まえまして、本市ではこども未来プランとよなか後期計画での保育所整備目標値達成を平成26年から平成25年に1年前倒しし、待機児童の解消に努めているところでございますが、今後は市域の待機児童数の動向を見極め、その解消が見られない場合には柔軟な対応を検討してまいります。

(質問)

西丘保育所の隣接地に、消防署が建設される計画がありますが、「保育所保護者の反対を聞くことなく計画が進められている」、「昨年10月に保育所保護者会が臨時総会で、豊中市の一方的な建設計画反対の決議をし、市長宛てに要望したが何ら具体的な解決策が得られていない」といったことが記載されていましたが、保育所の保護者の方々や関係者から、こども未来部に対して反対の声や解決策を求める声はこれまでに寄せられてきたのでしょうか。もし、それらの声が寄せられたとして、保護者の方々に対して理解や納得をして頂くようにどのような対応をされ、対策を講じてこられたのでしょうか。

さらに、「保育所保護者への消防署建設に関する説明会がなされる度に、反対意見が増えている」とのことですが、それは事実でしょうか。

これまでの過程で、保育幼稚園室を中心にこども未来部は、消防本部などどのような情報交換、意見交換などの議論をはじめ、連携をとってこられたのでしょうか。

<答弁>

西丘保育所隣接地への新千里出張所移転に関する保護者の方からの反対意見につきましては、保護者会を通じましてお会いすることにお伺いしております。

こども未来部といたしましては、お子さまを西丘保育所に預けられている保護者の皆様の不安の払しょくに努めるとともに、お預かりしておりますお子さまの保育環境の確保に向けた取り組みを進めることが大切であると考え丁寧な対応に努めてまいりました。

これまでの対応といたしましては、保護者説明会を3月・7月・9月に3回、消防車両によるサイレン音検証会を8月に2回行い、1月に保護者会との懇談会に参加いたしました。

「反対意見が説明会のたびに増えている」とのご指摘につきましては、保護者会においてアンケート調査が2回実施され、4月の時点で反対と回答された方が52人中22人で42.3%、基本設問は異なりますが9月の時点で反対と回答された方が85人中41人で48.2%と、増えていることを根拠としているのではないかと考えております。

消防本部との連携につきましては、これまでも保護者会の皆様とお会いするたびに、双方での意見調整を行ってまいりました。

今後もこども未来部といたしましては、保護者の皆様からご理解を頂けるよう丁寧な対応に心がけるとともに、お預かりしているお子さまの保育環境を確保することを前提といたしまして、消防本部との意見交換を継続してまいります。

(意見・要望)

待機児童の解消に向けて様々な取組みをされておられることについて、私は一定評価をしております。今後も待機児童の解消に向けてご尽力頂ければと思います。ただ、現状において、保育所の入所要件を満たしているにもかかわらず、やむなく認可外保育施設に子どもを預けておられる保護者の方がおられることを把握されていると言うことであれば、待機児童の解消が図られるまでの柔軟な対応の一つとして、補助制度の構築を検討されてはどうかと意見しておきます。

私は、西丘保育所の隣接地に、消防署が建設されることに対して、西丘保育所にお子さんを預けておられる保護者の方々が疑念や不安を持たれ、建設に反対の意思表示をされている方が多い原因として、やはり、きっちりとした説明や、しっかりとプロセスを踏んだ対応が不十分だったからではないかと考えます。言い換えると、きちんとした説明、消防署の建設による子どもたちへの影響がないことを明確に示すことさえすれば、必ずしも絶対反対をされる方ばかりではないと思うのです。

私自身、当該保護者会の方々との意見交換の場を持ってはいませんし、これまでの説明会の場に同席したことがありませんので、あまり私見を展開することは、良くないのかもしれませんが、ぜひとも、西丘保育所の保護者の方々に対しては、こども未来部として、今後も保護者の方々にご理解を頂けるような対応に努めて頂きたいと思っておりますし、くれぐれも子どもたちの保育環境が悪化することのないように消防本部など関係部局と密に情報共有をして頂くとともに、保護者の方々へのできる限りの情報提供に努めて頂きたいと要望しておきます。

【あゆみ学園事業について】

(質問)

あゆみ学園での事業内容及び、今回の条例改正で、何がどう変わるのか、利用者や事業従事者、事業者にとって何らかの影響が生じるのでしょうか。

<答弁>

このたびの児童福祉法の改正に伴いまして、あゆみ学園の位置づけが知的障害児通園施設から児童発達支援センターに変わります。

あゆみ学園におきましては、現在、児童が月曜日から金曜日まで通う児童福祉法に基づく通園事業と、1か月8回を限度とするクレヨン親子教室や個別支援計画に基づき個別療育を行う発達障害児療育事業スマイルなどの障害者自立支援法に基づく児童デイサービスを実施しております。

このたびの児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴いまして、これらの事業が改正児童福祉法に一元化されることとなります。

利用者や事業従事者、事業者への影響につきましては、制度移行にあたり事業者指定をそのまま受けることができるみなし規定の適用を受けますことから、その影響はないものと考えております。

あゆみ学園での通園事業や児童デイサービスにつきましては、これまでどおりの体制で事業を継続してまいります。

なお、事業の一元化に伴いまして、国が定める給付費単価が改正されることにより利用者使用料は変わりますが、その額につきましてはほぼ同額で推移するものと考えられます。

(質問)

あゆみ学園では、就学前の障がいを持つ児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを実施しているそうですが、集団生活の中での実施とともに、個別の対応にも力を入れておられるように思いますが、その目的と意義について、教えて下さい。

<答弁>

通園事業やくれよん親子教室などの集団療育におきましては、集団生活を行うなかで、遊びを通じて友達とかかわりを学び社会性を高めていくことを目的として実施しております。

一方、個別療育である発達障害児療育事業スマイルでは、普段は保育所や幼稚園、あるいはあゆみ学園のような障害児施設などに通いつつ、事前に作成された個別支援計画に基づき月2回1時間程度の療育を受けることにより、保育所などの集団生活のなかでの課題となる問題を解決するための支援を行うことを目的としております。

個別療育により個々の子どもたちにとっての困難な事柄を解決し、そのことを集団生活の場に反映していくところにその意義があるものと考えております。

(質問)

あゆみ学園で、集団生活への適応訓練などを個別に受けておられた方が、小学校に入学した場合、その後の対応や指導、訓練などは必要に応じて、あゆみ学園で受けることは可能なのでしょうか。それとも、他の機関によって対応されることになっているのでしょうか。

<答弁>

就学前のお子さまを対象としておりますあゆみ学園では、本園に通われるお子さまの就学先である地域の小学校や支援学校及び市・教育センターなどへのつなぎを行っております。

また、保護者の方の申し出がございましたら、これまでの療育にかかる情報の提供も行っております。

(質問)

障がいを持った児童に対する集団生活への適応訓練などの個別対応は、就学後も必要かと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

<答弁>

発達障害児療育事業スマイルなどの個別療育は、障害のあるお子さまの集団生活等への

支援として有効であると考えております。

お子さまが小学校に就学されますと、保護者の方が相談される機関が少なくなってしまうので、あゆみ学園では教育センターをご紹介します。

(意見・要望)

個別療育は障がいのある子どもが集団生活等への支援として有効であるとのことですが、それは、当然のことながら就学前の子どもたちにだけ有効なものではなく、就学後の子どもたちにとっても有効かつ必要な支援だと思えます。

子どもが小学校に就学すると、教育センターを保護者には紹介しているとのことですが、教育センターでは集団、個別に関係なく療育は行われていません。そもそも療育のノウハウがありません。療育に関してはこども未来部が先行して事業を展開され、ノウハウも蓄積されてきていると思えます。あゆみ学園においても個別療育は開始されたばかりですし、ハード面、ソフト面ともに、まだまだ充実が必要になってくると思えますので、まずは、今年度開始されたスマイルでの個別療育の内容の充実を図って頂くとともに、ノウハウの蓄積を行って頂きたいと思えますが、同時に、就学後のこどもたちに対する集団、個別を問わず療育を受ける機会や場所を設けることについて、教育委員会や健康福祉部などと協力、連携して、調査、研究、検討して頂きたいと要望しておきます。

【放課後こどもクラブ事業について】

(質問)

放課後こどもクラブ事業について伺います。昨年9月から開設時間を17時から19時まで延長されましたが、そのために必要となった経費とその内訳、一方で、会費収入等の歳入の額と内訳を教えてください、結果として、開設時間を延長したことで市にとっては、いくら歳出が増加したのか教えてください。

<答弁>

平成23年度予算における延長事業に要します費用は、4024万7千円で、主な内訳は、指導員の配置に要する費用が2353万5千円、警備員の配置に要する費用が1524万2千円でございます。歳入につきましては、府補助金が610万4千円、会費収入が1197万円の合計1807万4千円でしたが、実際の会費収入は2月末現在において利用者145人分185万8250円でございます。

(質問)

昨年3月の予算審議の際のご答弁では、「開設時間を延長した場合の利用見込み児童数は、一昨年2月に、放課後こどもクラブに入会している保護者を対象に実施したアンケート調査結果から795人、これに伴う会費収入は約1200万円」とのことでしたが、実際の利用者数とは大きなかい離がありました。このことについて、どのように考えておられ、来年度は、何人ぐらいの利用を見込まれているのでしょうか。

<答弁>

今年度は年度途中の事業開始であったため利用者数が少なかったものと考えております。また、平成24年度の延長事業利用者数は、他市の状況から見まして、入会児童数2417人の2割程度の483人と見込んでおります。

(質問)

延長事業に係る会費の額3000円/月の積算根拠は、「延長事業に要する費用から国及び府の補助金を差し引いた額の2分の1を保護者の負担額として算出した。」との答弁が昨年の予算審議の際にありました。利用児童が見込んでいた数よりもかなり少なく、市の持ち出しが想定よりもはるかに多くなってしまっているように思いますが、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

現時点におきましてはアンケート調査の結果に比べ利用者数が少ない状況にございますが、他市によりますと2年目以降は順次増加することから、先ほどご答弁いたしましたように、本市においても次年度は入会児童数の2割程度になるのではないかと考えます。

(質問)

先ほどのご答弁であった来年度の利用見込みを483人として、「延長事業に要する費用から国及び府の補助金を差し引いた額の2分の1を保護者の負担額として算出する」という延長事業に係る会費の積算手法をとった場合、1人当たりの会費月額が5449円になるそうです。

そもそも保護者のニーズがあったから開設時間を延長したはずなんです。延長事業をしても、利用者が少ないことで、当初打ち出しておられた積算根拠を度外視した会費で事業を継続する一方で、市の持ち出しが増えるというのはどうかと思います。そういう状況が続くようであれば、事業を見直すか、延長事業に係る会費の額を引き上げる必要が出てくると思うのですが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

延長事業の実施にあたりましては市民の皆様が利用しやすい事業となりますよう、利用者が少ないなど事業実施後に見えてまいります諸課題を検証してまいりますとともに、会費額につきましては定期的に見直しを行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

放課後子どもクラブの開設時間の延長が実施されたことは、夫婦共働き家庭の増加や、核家族化など今日の社会状況、家庭の事情を考えると、喜ばしく好ましいことだと思います。しかし、何度も言いますが、開設時間の延長を実施する前に行われたアンケート調査の結果をもとに利用者数を795人に、会費収入を約1200万円に見込まれ、これに対して、実際の利用者は、2月末現在で145人、会費収入は約186万円との状況については看過できません。来年度の利用者見込みも483人と、当初の見込み人数795人からは大幅に下方修正されています。一体、アンケート調査は何だったのでしょうか。放課後子どもクラブの開設時間の延長について反対する保護者はほとんどいないと思いますし、開設時間の延長が必要か必要でないかというアンケートであったとするならば、利用の有無にかかわらず必要と応える方が多いと思います。大幅に利用者数の見込みを誤り、一般財源の負担が今年度では、約1000万円増加し、来年度の予算でも、利用者数を795人で見込まれていた場合と比べて、一般財源の負担が2000万円増えているのではないかと思います。議会での審議において、私は事業の内容、目的、意義、効果と共に、常にコストにも着目しています。つまり、費用対効果を意識して、事業の妥当性、効率性などを判断しています。

そういう意味では、事前の利用見込みや使用料収入、一般財源の負担額に大きな差異が生じたことは、担当部局、担当課として、重く受け止めて頂きたいと思います。

今年度は、年度途中の事業開始だったため利用者数が少なかったとのことですし、より利用しやすい事業になるように努められるようですので、来年度の利用状況を見て、改めて議論させて頂きたいと思います。

その上で、利用者数がそれほど増えず、一般財源の負担額が高止まりする場合は、当初、延長事業に係る会費の積算根拠を「延長事業に要する費用から国及び府の補助金を差し引いた額の2分の1を保護者の負担額として算出する」とされていたので、そのことも含めて、受益者負担の観点から会費額の見直しや事業そのもののあり方についても検討して頂きたいと意見しておきます。

【(仮称)豊中市子ども健やか育み条例の制定について】

(質問)

「『(仮称)豊中市子ども健やか育み条例』の制定」について、あらためて、条例制定の目的と、期待していることを教えてください。

<答弁>

現在制定の準備を進めております(仮称)豊中市子ども健やか育み条例につきましては、全てのこどもが心身ともに健やかに育つことができるよう、児童の権利に関する条例の理念をふまえ、家庭・地域・子ども関連施設及び市の役割や責務を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることを目的としております。

条例を制定することにより、子ども施策を地域・自治体が独自に、総合的に、かつ継続的・安定的に推進していくことができるものと期待しております。

(質問)

「『(仮称)豊中市子ども健やか育み条例』の制定」についてですが、今年度、素案作成のために、こども、保護者、支援機関、団体などへのヒアリング、ワークショップ、庁内検討会、懇話会などを開催されてきましたが、どのようなことが見えてきたのでしょうか。

そして、どのような形で来年度は原案を作り上げていく予定なのでしょうか。

<答弁>

市民ヒアリングで頂いた様々な声を集約いたしますと、こどもが健やかに育つためには、心と体の健康及び様々な体験を通じて自分を大切にできる心、他者を尊重する心、人間性や社会性を育み、知識・技能を習得しながら成長し、社会で生き抜く力を培うことが大切である。そのための保護者の役割としては、基本的な生活習慣や他者を尊重する心、規範意識、社会性を身につけることができるよう、年齢及び成長に応じ、愛情深く子どもの育ちを支えることが必要であるなどの状況が見られます。また、支援体制につきましては、支援を必要とするこどものためには、こどもに寄り添い、こどもの気持ちに配慮しながら、関係機関が連携し、取り組むことが重要であるなどの状況が見えて参りました。

これからの予定でございますが、来年度に入り、条例骨子案の市民向けの説明会を実施いたします。そこで出ました意見を集約し、(仮称)豊中市子ども健やか育み条例に関する懇話会と策定員会を開催し、条例骨子案の見直しと条例原案の検討を行い、その後、意見公募を行いまして、条例原案を確定してまいりたいと考えております。

(質問)

こどもたちからのヒアリングの中で、困難を抱えしんどい思いをしている子どもからの声が少なからずあったのではないかと思います。どのような声があったのでしょうか。また、そういった声や現実をどのように受け止められたのでしょうか。

<答弁>

困難を抱えるこどもたちの声につきましては、当事者である大学生等にこども時代の話を聞いたり、支援団体からお話を聞きました。

個々により状況は異なりますが、共通点として大きく分けると3点ありました。

まず、1点目ですが、悩みを誰にも相談できず1人で抱えていたということです。2点目は、自尊心や自己肯定感が育っていないということです。3点目は、親自身も悩みを抱えている場合が多いということです。

特に、1点目につきましては、親が困難を抱えている状況で心配をかけたくない、自分の気持ちを上手に伝えることができない、悩みを分かってもらえる人がいないなど、相談体制以前の問題が存在していると感じました。

また、困難を抱えるこどもたちの多くは、一つのマイナス要因だけでなく、複数のマイナス要因を抱えていたり、親の抱える困難さがこどもへもマイナスの影響を与えていることなどを感じました。

これらの結果から、家庭における保護者とこどもの関係はもちろん、こどもたちが自分自身をだせたり、様々な体験ができる居場所や困難を抱える家庭への支援の必要性を再確認したところです。

(質問)

骨子案の検討資料では、基本施策の一つとして相談体制の充実が挙げられ、子どもたちが相談しやすい環境づくりとあります。懇話会の中でもそのような環境づくりが必要であるとの意見が出ていましたが、こども未来部としては、現在の相談体制は、子どもたちにとって相談しやすい環境と考えておられるのでしょうか。懇話会の中で委員の方から、川西市の子どもの人権オンブズパーソンの事例が紹介されていましたが、相談体制の充実や子どもたちが相談しやすい環境を作るために、公的な位置づけであっても第三者的な立場で調査や対応が行える機関の設置は一つの方策として効果があるように思うのですが、そのような機関の設置についてのご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

相談体制につきましては、教育センター、少年文化館、児童生徒支援チーム及び豊中人権まちづくりセンターなど、こどもたちが直接相談できる機関があります。また、学校に配置されておりますスクールカウンセラーに対しましては、多くのこどもたちが直接相談していることが分かりました。

一方で、市民ヒアリングでは、相談機関の存在を知らなかった、相談機関は多くあるが、どこに相談してよいのかわからないとの声もありましたので、引き続き、周知の努力や工夫がひつようであると感じております。

支援を必要とするこどものためには、こどもに寄り添い、こどもの気持ちに配慮しながら、関係機関が連携し、継続的に支援することが重要であると考えております。具体的な相談体制・施策につきましては、条例に基づき策定する新たな行動計画の中で検討を行う予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

骨子案の検討資料の中には、全ての大人の役割、保護者の役割、地域の役割、子ども関連施設の役割、市の役割とあるのですが、その中で、特に保護者の役割について、市として、どのような見解を持っておられるのでしょうか。また、懇話会の中でも委員の方々から頻繁にかつ声高に「保護者の役割、責務を明確にしてほしい。厳格に規定してほしい。」との意見がありました。市として、保護者の役割、責務の明確化についてはどのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

市民ヒアリングで頂いた意見にもございますが、子育てに対して第一義的責任を有する保護者の果たすべき役割は重要であり、子どもとのふれあいを大切に、子どもが心身ともに安らげる家庭環境づくりに努めるとともに、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、社会性を身につけることができるよう、年齢及び成長に応じ、愛情深く子どもの育ちを支えることであると考えております。

また、保護者の役割については、市民ヒアリングで頂いた声をもとに、条例に反映させて参りたいと考えております。

(質問)

条例制定の目的を達成したり、条例の理念や理想を実現するには、こども未来部だけでなく、市役所の色んな部局との連携、協力が必要不可欠と考えますが、とりわけ、教育委員会との連携、協力が必要と思います。他部局との連携や協力について、どのように考えておられるのか。また、特に教育委員会には、どのような関わりを期待しておられるのかお答えください。

<答弁>

条例の策定及び条例に基づく新たな行動計画を策定する際にも、教育委員会を含め、子どもに関わる関係部局と連携してまいります。特に、学校現場や保護者、PTA、地域団体などとの関わりにつきましては教育委員会との連携に努めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

「『(仮称)豊中市こども健やか育み条例』の制定」の目的や期待していることについてのご答弁には、私自身、共感するところが多いですし、あらためて期待したいと思います。また、条例制定に向けての素案作成の段階から、幅広く、様々な形での意見聴取が行われるとともに、庁内での検討会、懇話会を重ねてこられたことも評価させていただきます。今後も、時間や手間、苦労は相当かかるとは思いますが、豊中の子どもたちが健やかに育てるための基礎、基盤、環境、方向性が示されると言う意味で、非常に重要な条例となるとは思いますし、ならなければいけないと思いますので、今後も、引き続きご尽力頂きたいと思っておりますし、教育委員会をはじめ関係部局との連携を密に図りながら、取り組んで頂きたいと強く要望しておきます。

(時間が足りず、質問できなかった項目と答弁の内容)

【母子寡婦福祉資金貸付金について】

(質問)

母子寡婦福祉資金貸付金として、9452万9千円が予算計上されていますが、その財源内訳及び使途内訳を教えてください。

<答弁>

予算計上いたしております財源内訳につきましては、一般会計繰入金1470万円、貸付金元利合計5042万9千円、市債2940万円となっております。

主な使途内訳につきましては、子どもの入学等の学費に充てる修学資金として6870万5千円、また、子どもの入学等の入学金に充てる就学支度資金として2536万4千円を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

現在、大阪府が持っている債権を豊中市が買収しなければならないと伺っていますが、債権の件数及び額はいくらいなのでしょう。また、買収する債権は全て回収できると想定されているのでしょうか。

<答弁>

今回委譲される債権件数につきましては、概ね600件、債権額につきましては、2億1000万円程度となっております。

なお、譲渡債権額につきましては今後、府市間での協議を経て、厚生労働省へ報告を行い承認後、譲渡価格及び支払い条件等について決定される予定になっております。また、債権回収につきましては、担当職員を配置することにより、次年度からの債権回収に努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

これまで、大阪府が行っていたこの事業における貸付金の現年度償還率が8割強で、過年度償還率が10%未満と、負債を抱える可能性が極めて高い事業を来年度から行うことになるのですが、何か対策や対応を考えたり、講じる予定はあるのでしょうか。

参考までに、府内の中核市である東大阪市や高槻市において、事業開始からの貸付金の回収状況はどれくらいなのか教えてください。

<答弁>

償還につきましても口座振替制度を行うことや、関係部署との連携を行い徴収事務としてのノウハウを養い職員のスキルアップを図り、回収に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

尚、府内先進市における回収状況ですが、平成21年度実績としまして、

	過年度	現年度
大阪市	8.5%	61.9%
堺市	9.2%	76.8%

高槻市 4.0% 81.5%

東大阪市 1.9% 81.0%

となっておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

高槻市や東大阪市の状況を考慮すると、大阪府から豊中市に移譲債権約2億1千万円のわずか数%しか回収できないことになり、約2億円が豊中市にとっての負債になってしまいます。譲渡債権額は今後、府市間で協議をされるとのことですので、少しでも譲渡額を少なくするようにご尽力いただきたいと思います。

また、来年度から債権回収のために、担当職員を配置したり、こども未来部の職員の方々が徴収事務のスキルアップを図りながら対応されるようですが、何のために債権管理室があるのでしょうか。関係部署との連携というよりも、徴収事務については、債権管理室に委ねる方が効率的、効果的ではないかと意見しておきます。

【ワーク・ライフ・バランス調査研究・啓発事業について】

(質問)

昨年度、本年度とワーク・ライフ・バランス取組支援事業として取り組んでこられましたが、来年度は、予算額がこれまでの半分以下となっております。その理由を教えてください。また、来年度はどのような取り組みをされるのでしょうか。さらに、本年度までの事業内容をどのように活かしていくおつもりなのでしょうか。

<答弁>

ワーク・ライフ・バランス調査研究・啓発事業につきましては、平成22年・23年度は、府の補助事業として実施しており、ワーク・ライフ・バランスの啓発冊子作成及び配布、市内の中小企業約100社へ企業訪問を行いながら、ワーク・ライフ・バランスに関するヒアリングと啓発を行うことにより中小企業への支援を実施してまいりました。

予算額の減少につきましては、ヒアリングを目的とした企業訪問が平成23年度で終了するためです。

なお、平成24年度につきましては、これまでの企業訪問等で得た情報を関係機関で共有するとともに事業者への支援のあり方について検討を行います。

また、事業者が育児休業制度導入などワーク・ライフ・バランスの取り組みをサポートするための専門家派遣や子育てに関する企業への出前講座を実施してまいります。

(質問)

この2年間、市内企業や企業で働く方々に対して、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援したり、啓発をされてきたと思いますが、そもそも、ワーク・ライフ・バランスを市としてはどのように定義づけられているのでしょうか。どのようなことを見て、ワーク・ライフ・バランスが実践できているかどうかを判断されるのでしょうか。

<答弁>

ワーク・ライフ・バランスとは、平成19年に策定されましたワーク・ライフ・バランス憲章によると、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じ

て多様な生き方が選択・実現できる社会」とされており、こども未来部としては、子育て期における「子育てと仕事の両立」をワーク・ライフ・バランスの中核をなすものとし、取り組んでいます。

また、実践できているかどうかの判断につきましては、市が取得可能な指標は3点あります。まず、育児休業制度などワーク・ライフ・バランスの取組みを検討する事業所への専門家派遣回数、2点目として保育所の待機児童数、3点目として男性の育児参加という点で、男性の子育て講座への出席者数でございます。

(意見)

これまでも意見させて頂いてきましたが、市として、ワーク・ライフ・バランスを本気で推進していこうと考えておられるなら、まずは、市役所自らがワーク・ライフ・バランスを実践し、社会に対してワーク・ライフ・バランスがどういったものなのかをお示し、一般化する必要があると思いますし、そのメリット、魅力を発信するべきだと思います。

市役所自体のワーク・ライフ・バランスの取組みと言うことになると、職員への推進、啓発については、総務部が主体となって行う必要があると思いますし、男女共同参画社会の実現に向けては、人権文化部にも尽力頂かなければならないかと思っておりますので、今後はこども未来部だけで取り組むのではなく、各関係部局との連携、協力により、市役所自体のワーク・ライフ・バランスの向上に力を入れていくべきではないかと意見しておきます。

また、これまで、こども未来部として、市内企業や企業で働く方々に対して、ワーク・ライフ・バランスの取組み支援や啓発をされてきたわけですが、そのことで得られた情報、ノウハウなどを是非とも、市民協働部など他部局にも提供し、市内企業、事業者のワーク・ライフ・バランスの促進に繋げていくべきではないかと意見しておきます。

【母子福祉センター運営管理について】

(質問)

母子福祉センターの運営管理についてですが、これまで1階に設けていた会議室・和室を昨年4月から2階スペースに移設する形で、運用を始められていると思います。さらに、市民の利用促進のために「とよなか公共施設案内システム」にも載せて頂きました。

この一年の利用率はどれくらいだったのでしょうか。また、来年度はどれくらいの利用率、どれくらいの使用料収入を見込んでいるのでしょうか。

<答弁>

母子福祉センターの会議室及び和室の利用率につきましては、本年度4月～2月末現在までで会議室26.4%、和室6.2%であり、使用料収入につきましては、合わせて9100円となっております。

今後は、本年度10月からの「とよなか公共施設案内システム」への参画によることで、施設間同士での利用案内が可能となり、利用者利便の向上を図ることで、利用率及び使用料収入の拡大を見込んでまいりますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

とよなか公共施設案内システムへの参画などの対応をして頂いたことには、感謝しておりますが、まだまだ、利用率が低く、特に一般利用(有料利用)が少ないとのことですので、今後、より一層の周知に努めて頂き、利用率の向上に努めて頂きたいと要望しておきます。

す。

【児童虐待相談事業・児童虐待防止ネットワーク事業について】

(質問)

児童虐待に関する相談件数、通告件数は増加を続けておりますが、児童虐待相談事業や子育て心の悩み相談事業、児童虐待防止ネットワーク事業等を通して、虐待に至る環境や、虐待に陥りそうな状況で、一定の共通点が見えてきているのではないかと思います。

全てが当てはまるわけではないですし、マニュアル化出来るものではないとは思いますが、一定見えてきた共通点に対する改善策を講じたり、力を入れることで虐待の未然防止や虐待の深刻化を防ぐことが出来るのではないかと思います。そういったノウハウ、知識の集約をされたり、対応を講じられたりはされているのでしょうか。

<答弁>

虐待がおこる要因の多くは、大きく捉えますと養育者側での育児不安や子育て力の低下、子ども側では多動性や反応の乏しさ、また、家庭環境の変化など様々で、虐待の要因を特定することは困難であります。これらに対応すべき予防策の一環としまして、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議の中で、関係機関がそれぞれの立場から意見を出し合い、多角的に検討して現状及び要因把握に努めております。その後、集約した意見をもとに利用できる制度やサービスを検討し、虐待の未然予防や深刻化を防ぐための支援方針を決定し対応しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

児童虐待防止ネットワーク事業において、児童虐待防止のための啓発として、阪急バスに広告費を出して、PRをしてもらうとの話を伺いましたが、具体的にいくらかの予算をかけて、どのような周知方法を考えているのでしょうか。

<答弁>

児童虐待防止のため、市内3路線運行しております阪急バスの乗車口付近や車内窓への広告掲載を考えております。予算内訳につきましては、1か月の掲載期間で、1路線あたり3台として約18万円を特定財源であります安心子ども基金での予算計上を行っております。

(質問)

阪急バスに広告費を出してPRをしてもらうのであれば、市が所有するバスをはじめ公用車も同様の形で周知することは考えておられないのでしょうか。また、保育士や保健士などが乗っている自転車の籠などにもステッカーを張るなどしてPRすることは考えておられないのでしょうか。

<答弁>

ご質問の市が所有する公用車等でのPR周知につきましては、現在行っております中核市移行PRマグネットシートと同様の周知方法を考えております。

ただ、周知期間につきましては、毎年11月の児童虐待防止推進月間を一定の期間とするのか、否かを含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしくおねがいたします。

(意見・要望)

児童虐待防止のための周知、啓発に努められることは重要なことだと思いますので、様々な手法、媒体でのPRにご尽力いただくことを要望しておきます。

【子育て支援センター事業及び幼児教育支援センター事業について】

(質問)

昨年10月の決算審議の際に、子育て支援センター事業及び幼児教育支援センター事業で、子育てに関する相談や子育て・子育て講座など重複する事業があることを指摘するとともに、基本的には、子育て支援センターが行っている事業で、幼児教育支援センターが行っている事業は網羅されているので、統合するべきではないかと提案させて頂きました。

それに対して、幼児教育支援センター事業と子育て支援事業とが重複しないよう、事業の整理統合を行っていくとのご答弁があったのですが、どのような検討がなされ、来年度に向けてどのような改善がなされたのでしょうか。

<答弁>

現在、第1中学校区におきましては、てしま幼稚園内の幼児教育支援センターと原田保育所による子育て支援施策が展開されています。

事業の整理検討の結果といたしましては、まず、利用者の利便性と設備を考慮し、てしま幼稚園に地域子育て支援センターを設置し、原田保育所の保育所設備を活用しての親と子の遊びの広場パンダグループなどの事業を展開し保育所と幼稚園が連携し、中学校の子育て支援の充実に向けた取り組みを展開していくよう努めてまいります。

なお、幼児教育支援センターが同校区以外の地域でも展開してまいりました親学習プログラム等の事業は、保育幼稚園室のほっぺの職員又は本庁職員により引き続き実施することにし、子育て支援事業の後退にならないよう工夫して整理統合を図ることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

幼児教育支援センター事業と地域子育て支援センター事業の整理統合がなされたことについては、早急な対応を評価させていただきます。

【児童扶養手当について】

(質問)

来年度の子育て支援手当の支給件数と支給額の見込みを教えてください。

<答弁>

支給世帯数は、3468世帯、支給額は16億1012万円でございます。

(質問)

児童扶養手当受給者の中で、事実婚や偽装結婚などが発覚して、支給を止めるケースは毎年どれくらいあるのでしょうか。市民の方から、内縁関係者と思わせる人が頻りに出入りしているのに、ひとり親、母子家庭などと言って児童扶養手当を受けている人がいるといった話を聞くことがあるのですが、市に対して、そのような告発や情報提供、対応を

求める声はないのでしょうか。現状では、どのような形で、児童扶養手当の不正受給を防止されているのでしょうか。

<答弁>

まず、不正受給ではないかとの情報提供数でございますが、年に10数件ほどございます。不正受給を防止するための取り組みでございますが、まず、窓口相談の際に、受給資格などの制度の説明をいたしております。また、毎年8月の現況届の際に全員に面談を行い、対象者であるかどうかの確認をし、再度の注意喚起を行うなど防止に取り組んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

(質問)

保育所や学校、もしくは民生委員さんなどは、各家庭の世帯構成や生活実態について、いろいろと情報が入ってくると思うのですが、そういった組織や人から情報提供をお願いするなどして、児童扶養手当の不正受給を防止していくことは出来ないのでしょうか。

<答弁>

保育所や学校における保護者や民生児童委員の持っている地域住民に関わる情報提供などについては、個人情報保護条例の規制などがあることから、難しいと考えられます。

【子育てつどいの広場事業について】

(質問)

子育てつどいの広場事業ですが、毎年、随意契約でNPO法人大阪国際文化協会に委託されていることについて、委託先の選定の公平性、公開性、競争性の確保のためにも公募による委託先の選定を検討すべきと昨年3月の予算審議の際に意見し、平成24年度以降の契約については、様々な方法について検討していくとのご答弁がありました。どのようなような契約のあり方を検討され、来年度はどのような委託先の選定方法をとられるのでしょうか。

<答弁>

平成24年度につきましては、事業の委託先を広く募ることとし、1月に公募させて頂き、一法人を選定いたしました。平成24年度の契約につきましては、予算成立後、この法人と契約し、事業を実施してまいります。

【保育所事業について】

(質問)

保育所の保育料の徴収強化のために本年度、700万円近い予算措置をされていたと思います。ここ数年、保険料の徴収率は低下傾向にあったと思いますし、一昨年度の滞納額は4000万円を超えていたと思いますが、徴収強化によって徴収率や年間の滞納額に効果が出ているのでしょうか。来年度はどのような対策を講じられる予定なのでしょうか。また、来年度の徴収率の目標と滞納額の見込みを教えてください。

<答弁>

保育幼稚園室では、現在保育所保育料の徴収強化といたしまして、徴収の専門知識を有する嘱託職員等を配置し、ご自宅への訪問等の初期督促の充実を図るとともに、保育所の在所児童及び修了児童の保護者である高額滞納者への滞納処分や強制執行に向けて債権管理室への引き継ぎを行い、またご自宅への訪問でお会いできなかった方には、公立保育所とともに民間保育所にも協力を得ながら保育所内での面談も行っております。

これらの徴収強化による効果につきまして、昨年3月の文教常任委員会のなかで、現年度滞納分の徴収率と滞納額を平成20年度は96.9%の3661万3600円、平成21年度は、96.4%の4285万1900円とお答えいたしましたが、平成22年度決算では徴収率が97.4%、滞納額が3111万1350円となり徴収率は上昇しております。

このことを踏まえまして、平成24年度におきましてはこれまでの徴収強化の取り組みを継続させながら、保育にかかる相談等で来庁された保護者のうち、保育料が未納である方へのアプローチを積極的に進めてまいります。

平成24年度の目標徴収率につきましては、現時点におきまして98%を考えておりますが、今後の徴収率の進捗において、98%を超えた場合には上方修正を行ってまいります。

(質問)

子ども手当から、地方自治体が公立保育所の滞納保育料を強制徴収できる制度を導入するといった話があったかと思いますが、実際には、どうなっているのでしょうか。既に実施されているのでしょうか。

<答弁>

保護者の同意なく強制的に保育料を子ども手当から天引きする特別徴収につきましては、「子ども手当支給時の納付期限内保育料に限る」としておりますことから、滞納保育料は特別徴収の対象にはなっておりません。

このことから、本市では特別徴収の実施はしておりません。

(質問)

保育料については、市民税や国民健康保険料などと同様に、自治体による直接差し押さえの対象であることから、自治体が滞納額の範囲内に限り、子ども手当から徴収しても問題ないと考えられるのですが、実際に子ども手当からの天引きを実施し、少しでも徴収率の向上を図ることは出来ないのでしょうか。

<答弁>

子ども手当特別措置法では、子ども手当の受給資格者からの申し出により、子ども手当から滞納保育料等を天引きする直接徴収ができるとされております。

本市では、今後、本年3月までの時限立法である子ども手当特別措置法の動向を見極め、この直接徴収に関する情報収集を行い、手続き上の課題や滞納保育料の徴収効果について調査・検討してまいります。

(意見・要望)

保育料の徴収についてですが、払えるのに払わない保護者と、(生活が困窮するなど)払えない保護者との線引き、判断が非常に難しいとは思いますが、今後も適切な徴収により、公平性の確保に努めて頂きたいと要望しておきます。

【保育所・幼稚園の運営について】

(質問)

これまでの本会議や委員会の質問で、保育所も幼稚園も業務内容は公立・私立で大差がないにも関わらず、従事する方が公務員かそうでないかで人件費に大きな差があることを再三、指摘し、改善を求めてきました。

先の12月定例会の個人質問では、本年度の公立保育所職員の平均給与は、賞与などの手当てを含めて、年額679万4500円で、民間保育所の平均給与は、年額419万1900円との答弁がありました。また、公立幼稚園職員の平均給与は年額695万2300円で、私立幼稚園は、算出する資料がないとのことでした。

あらためて、公私における人件費の格差についてどのようにお考えになられ、早急に是正をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

<答弁>

12月定例会でお示しました民間保育所の職員の平均給与は、国の定める保育所運営費の予算積算上の給与であり、国家公務員の給与表から積算しているものでございます。一方、市立保育所・幼稚園の職員給与は、市条例に基づくもので、在職年数、役職等を勘案した給与となっております。過去、就学前児童数の増加に対応した施設の設置に伴う職員採用により、公立職員の平均年齢が高いこともあり、人件費に差がでているものでございます。

人件費の是正につきましては、今後、大量の定年退職が続きますことから、その補充については、長期的に職員の年齢構成を平準化することで、総人件費の削減に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(教育委員会)

【自転車の交通安全教育と放置自転車対策キャンペーンについて】

(質問)

自転車の走行空間について、自転車走行レーンのあり方などが都市基盤部を中心に調査、検討されているようですが、ソフト面での対応や対策も必要不可欠だと思います。そこで、児童、生徒に対する自転車の交通安全教育を通じて、意識喚起、啓発をより積極的に行っていくべきではないかと考えますが、現在の各小中学校における自転車の安全教育の実施状況とその意義についての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自転車の交通安全教育の実施状況につきましては、模擬道路を使っての实地訓練を行っている小学校は13校です。全体的には、警察や都市基盤部交通政策チームと連携し、实地訓練や講話による指導やDVDの貸し出しによる校内指導などを実施した学校が36校です。その他5校につきましては、各校で児童会や朝会時、長期休業前にリーフレット等を活用し、講話による指導を行っています。中学校では2校が警察などの協力で指導を行い、その他は、年度初めのオリエンテーションや朝会時などで、指導を行っています。

基本的な交通ルールを学び、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能や知識を習得させるとともに、思考力や判断力を身につけ、命を守る大切さを伝える意義あるものと考えております。

(質問)

小中学校における自転車の交通安全教育の実施率が低いようですが、教育委員会として、各校長宛てに自転車安全教育の実施に努めるように通達を出すことはできないでしょうか。

<答弁>

各校の交通安全教育については、学校安全計画の中で位置づけられており、その指導方法は、児童の実態や地域の状況を踏まえたものになっております。

そのことを踏まえながら、警察、都市基盤部とともに、統一的な交通安全指導プランの提案やPTAの協力体制など、交通安全教育を効果的に実施するための仕組みづくりを検討してまいります。

(質問)

放置自転車対策の一つとして、違法駐輪追放を訴える児童の絵をシートにして路面に貼る試みをした大阪市では放置が激減したことから、今年度は広い地域で取り組みが広がっているそうです。マナーの悪い大人も、子どもが一生懸命描いた絵の上には自転車を置きにくいようです。教育委員会として、小中学校の児童・生徒に放置自転車を抑制するような絵やメッセージを描いてもらうことを求めることはできないかと考えるのですが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

放置自転車対策として、市の取り組みが進められる中で、小中学校の児童生徒の交通

安全への思いを大切に育む良い機会となると考えます。関係部局からの協力依頼などを受けて取り組みの検討を行ってまいります。

(意見・要望)

現状としては、自転車の交通安全教育は、学校ごとに実施内容にかなりの差があるように思いますし、年齢期に応じた指導ができていますのか疑問です。自転車の交通安全教育は、大きな役割を担っていると思いますし、是非とも、子どもたちを自転車事故の被害者にも加害者にもさせないように、各学校において交通安全教育を効果的に、積極的に実施して頂くように努めて頂きたいと要望しておきます。

【国際教育の推進事業について】

(質問)

これまで、ユネスコ・スクールを活用した国際教育の拡充発展に努めてこられ、徐々にユネスコ・スクール加盟校や、フレンドシップ提携校が増えていると思いますが、現在の状況について教えて下さい。

<答弁>

今年度、新たに桜井谷小学校がユネスコ・スクールに承認され、現在小学校3校と中学校1校の4校がユネスコ・スクールに登録されています。また、フレンドシップスクール提携校につきましては、昨年度の韓国2校に加え、本年度、ニュージーランドのクライストチャーチ市近郊のオーカスクールと新田小学校、ノースロバーンスクールと桜井谷小学校の2校間で提携を結びました。現在は、本市の姉妹都市であるアメリカサンマテオ市の小学校4校、中学校2校と学校間交流の準備を進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

ご答弁の中で、豊中市と姉妹都市であるアメリカサンマテオ市の小中学校との学校間交流の準備をされているとのことですが、具体的な内容について教えて下さい。

<答弁>

交流内容につきましては、21世紀に生きる力を育むために、その中で特に重要となるコミュニケーション力等の育成をねらいとし、相互の共通テーマに基づく協働授業や、多文化理解、英語活用の中での交流を予定していますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

来年度予算の内訳と本年度予算と何か違いがあれば教えてください。

<答弁>

来年度ユネスコ・スクール等を活用した国際教育の推進事業に関わる予算につきましては、本年度予算と変更はございません。国際教育の推進のための謝礼金、旅費、印刷製本費、通信費、機械器具借上料が主な使途でございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

昨年の決算審査の際に、国際交流、多文化共生社会の推進を本気で考えておられるなら、予算額が少なすぎることや、そもそも、ユネスコ・スクール加盟校の拡大が事業の目的化してしまっていないかと指摘させて頂きました。それに対して、「今後は、交流の日常化に向けて、必要経費は今以上に必要になると考えている。国際教育推進を充実させ、意義のある国際交流を展開するためにも、課題整理とともに予算確保に努めていく」とのご答弁がありました。しかし、実際には、本年度と比べても来年度予算額の拡大がなされなかったわけです。

また、先日25日に開催された「豊中市国際教育フォーラム」の中で、前ユネスコ事務局長の松浦晃一郎さんも「これからの教育には海外との交流が是非必要」と仰っていました。豊中市では、学校間の国際交流を今後どのような形で実施していくおつもりなのでしょうか。私は、学校間交流を進める上で、教職員や児童・生徒の相互訪問などが必要不可欠ではないかと思えます。交流にあたっては、事前に現地の文化や風土を知ることや、ハード面、ソフト面での交流相手の状況を調査し、把握することが必要不可欠だと思うのですが、教育委員会担当者や学校関係者が現地を訪問して事前調査するなどの予算化がなされていないように思うのですが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本年度は、教育過程内において各教科、領域等のねらいにそい、ウェブTV会議システムを活用したフェイストゥフェイスでの交流学习や作品交流、教員同士の授業交流を実施いたしました。今後もユネスコスクール・フレンドシップスクールの成果について検証し、小中学校に発信してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

教育委員会では、今年度から小中学校チームに国際教育グループが立ちあげられましたが、あらためて、その目的と意義、成果と来年度以降の組織体制としての今後の展望をお聞かせ下さい。

<答弁>

国際教育グループでは、国際教育の総合計画、推進及び指導に努め、確実に「生きる力」の素地を育もうとしているところでございます。先日、豊中市国際教育フォーラムで報告をしましたように、本年度は、ESD実践ガイドと国際教育カリキュラムに着手いたしました。今後も、市内全小中学校の教育課程においてカリキュラム化を図れるよう小中学校チームの中に国際教育を位置づけたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

ユネスコ・スクール加盟校や、フレンドシップ提携校が着実に増えてきていることを考えると、学校現場などは、非常に頑張っておられるのではないかと思う反面、教育委員会として、国際教育を本気で推進していくおつもりがあるのか、とても疑問に感じる答弁が続き、非常に残念でなりません。答弁で明らかになったように、海外との交流をはじめ国際教育の推進をウェブTVの活用で済ませてしまおうとする感覚は、国際教育そのものの意義、重要性を全く理解されていないのではないかと疑ってしまいます。これまでも述べてきましたが、国際教育、多文化共生社会を推進していくことは、国内だけ、各学校だけの取り組みでは、なかなかできません。インターネットをはじめ各デジタル機器の機能は有効に活用すれ

ば良いとは思いますが、やはり、世界、他国の生活や文化を知り、国際社会を知り、世界的・国際的視野を身につけ、将来、国際社会で活躍できるような力を身につけるには、リアルな体験、経験が必要不可欠であり、日本国内において、教室の中での交流や通信だけでは、成し遂げられません。あらためて、インターネット上ではなく、リアルな交流の日常化に向けた予算の確保及び 拡大に今後も全力で取り組んで頂きたいと要望しておきます。さらに、教育委員会として、豊中市の教育の柱として明確に国際教育を位置づけ、ユネスコ・スクール等の実践を参考に、全市的な取り組みに広がっていくように本腰を入れて頂きたいと要望しておきます。また、同時に今後、豊中型国際教育の広がりを作っていくために、先生方の共通理解や教育委員会の支援、働きかけがより一層必要となります。このことについては、それほどお金をかけなくても推進出来る事かと思しますので、是非とも、教職員への研修などにも力を入れて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【いじめや子ども、しんどい思いをしている子どもへの対応について】

(質問)

教育行政方針では、平成22年度で小学校、中学校におけるいじめの件数がそれぞれ47件、69件となっています。この件数は、どこで、どのように把握されたものなのでしょうか。また、件数に挙げられているいじめとは、具体的にどのような事件だったのか、いくつかの事例を挙げて下さい。

<答弁>

教育行政方針のいじめ件数につきましては、文部科学省の「児童生徒の生徒指導上の問題等諸問題に関する調査」によるものであり、その内容として、クラブ内で悪口を言う、ホームページへ悪口を書き込む、給食時の配膳を受け取らない、おとなしい性格につけこみ嫌がらせをする、携帯電話に中傷メールを送る、グループ内で無視する、などの事例が見られます。

(質問)

先程の件数以外にも、いじめに悩む子ども、しんどい思いをもつ子どもが、潜在的にはいて、把握しきれていないという認識はお持ちなののでしょうか。言い換えると、いじめられている子どもやしんどい思いをしている子どもの中には、相談ができていない子どもがいるという認識をお持ちなののでしょうか。

<答弁>

先程の事例の中には、いじめの状況を誰にも相談できずに数か月も我慢した後、ようやく保護者に打ち明けたというものもあり、調査によるいじめ認知件数以外に、発覚していないいじめもあるものと認識しております。

(質問)

いじめの発見は、学校職員からの例は少ないようなのですが、学校としていじめの発見をすることが難しい理由は何かあるのでしょうか。また、そうであるなら、教育委員会として、いじめられている子どもやしんどい思いをしている子どもが声をあげやすく、相談しやすくする解決策は何か考えておられるのでしょうか。

<答弁>

いじめは、教員や大人の目を避けて行われ、いじめられる児童生徒が自ら助けを求めにくい状況に追い込まれていたり、周囲の児童生徒が観衆や傍観者となってしまっているような場合もあり、学校としていじめの発見が難しい状況となっているものと考えておりますが、アンケート調査や児童生徒との二者懇談の実施、生徒会や児童会による相談箱の設置、養護教諭やスクールカウンセラーによる子ども支援、また、相談機関の紹介などにより、児童生徒のわずかなサインを見逃さないよう努めております。

(質問)

一方で、いじめを発見した場合、いじめやしんどい思いをしている子どもから助けを求められた場合に、どのような対応をしているのでしょうか。

<答弁>

いじめが発見された場合には、いじめられた児童生徒の側に立ち、その心の痛みを理解しながら聞き取りやケアを行うとともに、いじめに関わった児童生徒に対して、いじめは絶対許されないと姿勢を示しながら、正確な事実確認を行い、行為の反省と相手の心の痛みへの共感を生み出す指導を行っております。

(質問)

(仮称)豊中市こども健やか育み条例の骨子案の検討資料では、基本施策の一つとして相談体制の充実が挙げられ、子どもたちが相談しやすい環境づくりとあります。教育委員会としては、いじめに悩む子ども、しんどい思いをもつ子どもが、必ずしも相談しやすい環境にないとの認識をお持ちなのであれば、新たな環境づくり、システム作り、支援体制が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、(仮称)豊中市こども健やか育み条例に関する懇話会の中で、委員の方から、川西市の子どもの人権オンブズパーソンの事例が紹介されていましたが、相談体制の充実や子どもたちが相談しやすい環境を作るためには、現在の相談体制、支援体制とともに、公的な位置づけであっても第三者的な立場で調査や対応が行える機関の設置は一定の効果があるように感じますし、いじめに悩んだり、しんどい思いをもちながら相談にいけない、声をあげてない子どもたちにとっての大きな支えとなるのではないかとと思うのですが、このような機関、組織の設置についてのご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

いじめに悩む児童生徒の相談機関としましては、現在、市の児童生徒支援チーム電話相談に加え、府のすこやか教育相談、子どもの人権SOS等があり、ケースに応じて、連携して解決に向けた対応を行っております。

教育委員会といたしましては、大人の気付かないいじめがあるとの認識に立ち、いじめに悩む児童生徒が自ら安心して相談できる体制づくりについて、他市の取組も参考にし、検討してまいりたいと考えております。

(質問)

(仮称)豊中市こども健やか育み条例制定の目的を達成したり、条例の理念や理想を実現するには、こども未来部だけでなく、教育委員会の連携、協力が必要不可欠だと思います。教育委員会として、(仮称)豊中市こども健やか育み条例の制定に期待していること

及び、どのような関わりを持っていかれるおつもりなのかについてご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

教育委員会としましては、本条例の基本的な考え方にもありますように、実効性のある条例とすべく、学校現場や保護者、PTA、地域団体等と連携し、こども未来部とともに条例の目的達成に努めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

いじめられている子どもやしんどい思いをしている子どもの中には、相談ができていない子どもがいるということや学校としていじめの発見が難しい状況となっていることのご認識を示されましたが、そうであるならば、現在の相談機関、相談体制では不十分だと思いますので、大人の気付かないいじめがあるとの認識を常に持って頂きながら、ご答弁にもありましたように、少しでも、いじめに悩んだり、しんどい思いをしている児童生徒自らが安心して相談できる体制づくりに向け、他市の取り組み等も十分に調査、研究して頂き、強化、構築をして頂きたいと強く要望しておきます。

【学力と経済力の関係性と地域間格差について】

(質問)

一般的に児童生徒の学力と世帯における経済力には一定の相関関係があることが言われています。子どもたちの学力と世帯における経済力の関係性についての教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。また、そういった学力や経済力は個人、個々の世帯の差ではありますが、このことは学校間における学力格差が生じる一因であると思います。このことについても教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。こういった格差は一定仕方ないと考えるのか、格差の解消が必要と考えておられるのでしょうか。

<答弁>

学力・学習状況調査結果におきましては、子どもの学力と世帯における経済力の関係性についてはデータがございませんが、個々の学校の学力課題を解消していくことが、学力についての学校間格差解消につながるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、各校の学力課題を把握するとともに、特に学力課題の大きい学校には、学習・生活指導・学校の組織運営について、教育委員会総体として選択と集中の視点による支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

例えば、就学奨励を受けている児童、生徒の割合が多い小学校や中学校には地域の偏りがあるのでしょうか。また、就学奨励を受けている児童及び生徒の在籍率が最も高い小学校、中学校は何パーセントで、逆に最も低い小学校、中学校は何パーセントでしょうか。また、塾に通っている児童、生徒の割合や私立中学校を受験したり通学する児童、生徒の割合は、先程の項目と全く反対の状況になっているのでしょうか。具体的な数値も分かれば、数値も含めて教えて下さい。

さらに、奨学金の貸付や私立高校入学支度金貸付あっせんを活用している生徒が多い

中学校は、先程の就学奨励を受けている生徒が多い中学校になっているのでしょうか。奨学金の貸付や私立高校入学支度金貸付あっせんを活用している生徒の割合が最も高い中学校では、どれくらいの割合の生徒が活用しているのでしょうか。

<答弁>

当市では、ここ数年、就学援助を受けている児童、生徒の在籍数に対する割合(これを「認定率」という)の平均は約20%であるが、学校によって偏りがある。小学校では認定率の高い学校は40%強であるのに対して、低い学校は5%、中学校では約40%に対して10%弱という結果です。

私学への進学率については、平成23年度の当市平均は約12%です。就学援助認定率が最も低い中学校の私学進学率が最も高く、校区内に居住している生徒のうち、私立中学校に進学するものの割合は約28%でした。しかし、就学援助認定率が平均値を上回り、かつ私学進学率が平均値を上回っている学校が4校あり、就学援助認定率と私学進学率が相反関係にあると結論づけることはできないものとする。

就学費の貸付申込率については、本年度の平均は約2.7%でした。奨学金貸付申込率の平均を上回る中学校は8校であり、かつ就学援助認定率が平均を上回っているのは4校でした。また、奨学金貸付と私立高校入学支度金あっせんの申込率が高く就学援助の認定率が高い中学校は、1校でした。就学費の貸付申込率の最も高いところは、9.1%、同様に私立高校入学支度金貸付あっせんについては、3.4%となっています。

(質問)

学力の格差と経済力の関係性については一概には言えない点もありますが、一定の関係性はあるように思いました。学校間によって大きな学力、経済力の格差がある現状を解消しなければならないとお考えであるのであれば、学力の解消を目的に、塾代及び習い事に係る費用、受験に係る費用等々に関する直接的な経済支援策も必要になるのではないかと思います。そのような検討はこれまでされてきたのでしょうか。また、実施されたことはあるのでしょうか。

<答弁>

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者を対象に援助を行っているもので、教育を受ける権利を保障することを目的としています。

学力の解消を目的とした経済支援策は、少なくとも就学援助制度の趣旨とは全く異なるものであり、ご指摘の塾代や受験に係る費用の援助は検討していません。

(質問)

就学援助制度の趣旨は理解しましたし、就学援助によって教育を受ける権利が一定、保障されているとは思いますが、これは私見ではありますが、塾に通う児童、生徒の割合は相当高いわけで、この塾に行く児童、生徒の割合も学校間で大きく差があるのではないかと思います。もちろん、塾に通ったからと言って学力が必ず向上するということではありませんが、それでも向上する可能性は少なからずあると思います。当然のことながら、各家庭の経済状況が、塾に行かせられるかどうかにも関わってくると思われ、結果として、塾に行っている児童、生徒の割合が高い学校と低い学校では学力に差が生じてきているのではないかと思います。そういう点で、塾代や受験に係る費用など学力の解消を目的と

した経済支援策の必要性について質問したのですが、先程のご答弁で「特に学力課題の大きい学校には、教育委員会総体として選択と集中の視点による支援に努めていきたい」とのことでしたので、もう少し、具体的に選択と集中の視点による支援とはどういったことを意味されているのか、お聞かせ下さい。

<答弁>

学力課題が大きい学校に対する支援といたしまして、小学校においては、教育アドバイザーを派遣し、組織的に児童の学力向上に向けた取組みをすすめるとともに、家庭支援のためのスクールソーシャルワーカーの巡回配置や放課後学習の効果的な実施などに取り組んでいきたいと考えております。

中学校においては、学校以外の場でも意欲的に学びたい生徒に対して、地域との連携のもと放課後学習や休日の学習会などを実施し、基礎基本の着実な定着を図ってまいります。

また、教育委員会内のプロジェクトチームや学校担当指導主事が、当該校との緊密な連携を図りながら、学力課題の解消を目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

一方で、経済的に余裕のある世帯が多い地域、学校区では、塾や入試の都合で、内職をする生徒が多かったり、3学期になると欠席者が増えるなど、学校での授業に弊害が生じているケースが発生しているのではないかと思います。そのような問題や課題の認識と見解についてお答えください。

<答弁>

各学校におきましては、年間指導計画に基づき教育活動に取り組んでおりますが、一部の小学校において国・私立中学校受験の時期に学校を欠席する児童がいると聞き及んでいます。

このことは、国・私立中学校受験に対するご家庭の考え方によるものと思われませんが、3学期は小学校における学習のまとめの時期であるとともに、6年間を振り返り、新たな門出のための仕上げの時期でもあります。このことにつきまして、家庭でもご理解いただくよう努めておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

こういった学力や経済力の格差が、地域間格差として実際に現れていることから、保護者の間では、小学校を卒業する直前に転向して、中学校区を変えることが少なからずあるのではないかと思うのですが、実際には、どの程度、把握されておられ、どのようにお考えになっているのでしょうか。

<答弁>

ご指摘のように、小学校6年生の第3学期に引っ越しして、その結果、指定中学校が変わるといふ事象が発生しているのは事実(平成23年:約40人)ですが、その理由については把握していません。

(意見・要望)

学校間における学力格差については、教育委員会としても認識されておられるわけです

し、私自身は、経済的格差も影響していると思いますが、教育委員会が本気で学校間における学力格差を解消しようとお考えなのであれば、ご答弁にあったように、選択と集中による支援を積極的に行っていく必要があると思います。少々極端であっても、過剰かと思うくらいの取り組みを実施しなければ、そう簡単には学校間における学力格差は解消されないのではないかと意見しておきます。

一方で、経済的に余裕のある世帯が多い学校区では、中学受験などによる学校現場での課題が少なからず発生しているようですが、受験をする児童や家庭については何の制限もできないかと思いますが、くれぐれも、その他の児童の学習や学校行事に悪影響が及ばないように、ご配慮頂ければと思います。

【学校等での現金管理について】

(質問)

一昨年の秋に、市立中学校の学校事務職員の約2800万円もの横領事件が発覚しました。事件を起こした元職員の行為そのものは言語道断ですが、通帳及び印鑑の管理、領収書や会計帳簿、出金伝票の管理、監査のずさんさも問題視されました。その後、全ての小中学校、さらには、幼稚園、保育所などの市関係機関の会計帳簿や領収書、伝票のチェックなどは行われたのでしょうか。もし、行われたとして、大小問わず、特に問題と思われるようなことは発見されなかったのでしょうか。

<答弁>

ご指摘の点につきましては、問題発覚直後に、学校が保管している全ての通帳の種類、名義、保管場所等や、事務取り扱いの実際について調査を行いました。調査結果からは、徴収方法や収支報告、諸帳簿の整備について不十分な点が見受けられましたので、「学校徴収金マニュアル概要版」を作成し、徴収金の管理について基本的な考え方を示しました。また、年度末には校長が行うべき徴収金管理のポイントを「学校徴収金会計の適正な事務処理について」にまとめるとともに、昨年5月には全校を学校訪問し、諸帳簿の点検を行ったところです。

(質問)

事件が発覚後、「(仮称)学校徴収金マニュアル」を早急に定めていくという説明を伺ったと思うのですが、学校徴収金マニュアルは策定されたのでしょうか。

<答弁>

学校徴収金マニュアルにつきましては、昨年3月に「学校徴収金マニュアル概要版」を作成し、平成23年度における通帳と銀行印の管理の適正化や帳簿の定期的な照合などについて指示してきたところでございます。

現在、その具体的な事務処理について標準化を図るため、学校徴収金に関するガイドラインと事務取り扱いに関する手引きの作成をすすめているところでございますので、よろしくお願いたします。

(質問)

豊中市の小中学校での修学旅行の代理店の選考や、教材等の業者選考は、誰がどのような形で行われているのでしょうか。

今年に入り、泉大津市立中学校の修学旅行の業者選定をめぐる汚職事件が報道されましたが、このような汚職事件は、泉大津市だけの話なのか疑念が生じます。泉大津市教育委員会は、市内の中学校の全教職員を対象に贈賄側からの利益供与の有無に関するアンケート調査を実施し、過去10年に今回逮捕された容疑者に家族旅行など個人的な旅行の手配を頼んだ教職員が全体の4割弱に上ったことが明らかになりました。また、今回逮捕された容疑者から学校の親睦旅行の際にビールなどの差し入れを受けた職員も数十人いたそうです。

豊中市でも一度、小中学校問わず全教職員を対象に同様のアンケートを実施し、きっちりと調査をして、問題となるような事例が一切ないことを確認しておくべきではないかと思いますが、教育委員会のご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

修学旅行の業者選定につきましては、修学旅行検討委員会などを校内に設置し、複数の旅行業者からプレゼンや見積書を徴するなどしたうえで検討を行い、最終的には校長が決裁しております。

また、補助教材に関しましても、校内に設置された教材選定委員会などで学校全体として組織的に検討し、校長の決裁を経たのち、見本とともに小中学校チームへ届け出がなされています。

毎年7月と12月には、綱紀の保持にかかる通達のなかで、利害関係のある業者等からの金品の贈答、会食及び遊技などの接待を絶対に受けないことについて周知徹底することにより、市民の疑惑や不信を招くような行為のないよう教職員に意識啓発を行っているところです。

(意見・要望)

学校での現金管理については、できる限り、多くの方がチェックする管理体制の厳格化とともに、事務処理についての標準化や簡素化をして頂き、市民から預かったお金の適正管理に努めて頂きたいと要望しておきます。

また、何もなければ良いことですし、市民の方々の不安や疑念を払しょくする良い機会だと思いますので、豊中市においても小中学校問わず全教職員を対象にした、利害関係のある業者等からの接待や贈答等に関するアンケートを実施することを要望しておきます。

【成人式について】

(質問)

成人式についてですが、事前の説明で、来年度は、式典は全体で行うが、成人式(はたちの集い)は中学校区ごとで、開催していきたいような話を伺ったのですが、具体的なプラン、ビジョンについての詳細を教えてください。

また、各中学校区で行う場合、そのノウハウや基礎や基盤は、どれくらい整っているのでしょうか。

<答弁>

これまで成人式は、市民会館を会場とし、また、今年度はアクア文化ホールと中央公民館を中心に、式典と記念行事である「はたちの集い」の2部構成で行ってまいりました。

次年度につきましては、市民会館の建て替え工事に伴い使用できなくなることから、成人式の実施方法や会場の変更などについて、現在、検討しているところでございます。

一方、市の成人式とは別に、地域で独自に新成人を祝う催しが4つの中学校区で実施されております。新成人が主体となっている校区や地域の団体等が主体となって校区など、その取り組みは地域ごとの特色が活かされたものであると伺っております。

地域のイベントに参加した新成人や地域の方々からは「保護者や恩師、地域でお世話になった人たちに、二十歳になった姿を見てもらい、感謝の気持ちを伝えることができた。」「地域の若者と交流することで、新成人を地域の仲間として迎えるきっかけとなる。」など声も寄せられております。このようなご意見や感想を参考としまして、今後は、市民の参画や参加を呼びかけ、豊中市全体で新成人を祝い、励ますような成人式となるよう検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

各中学校区で新成人を祝う催しが実施されると、地域の方々が、地域の新成人をお祝いできる機会ができる一方で、新成人にとっても、お世話になった地域の方々に感謝の気持ちを伝えることができるなど、祝う側、祝われる側双方にとって、魅力的であり、好ましいことのように思います。個人的には、一定の年数が必要となるかも知れませんが、年月や回数を重ねる中で、新成人を祝う催しが、どの中学校区においても地域行事の一つに定着していくことを期待しておりますので、積極的に取り組んで頂きたいと要望しておきます。

一方で、これまでと形式やスケジュールが変わる新しい形での新成人をお祝いする催しについての情報を、少しでも早く来年の新成人やそのご家族にお知らせできるようにご配慮頂きたいと要望しておきます。

【学校園支援事業について】 【支援職員配置事業について】

(質問)

豊中市では、障がいがあってもなくても、誰をも排除しないインクルーシブ教育が推進されてきました。私自身は、豊中で義務教育を受けてきましたが、障がいを持った児童や生徒と一緒に授業を受けるインクルーシブ教育のあり方は、良かったと思っています。しかし、一方で、誰をも排除しないということに加えて、個々の事情にさらに配慮して、個別対応も必要であることを学ぶようになりました。そこで伺いますが、インクルーシブ教育を進める中で、必要に応じた個別対応はどの程度、どのような形で行われているのか、教えて下さい。

就学前の児童については、市立あゆみ学園でのスマイル事業を活用し、個別対応の療育が受けられるのですが、就学後においても、学校現場や外部機関での対応や連携が必要ではないのかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「市立しいのみ学園」や「市立障害福祉センターひまわり」より、作業療法士や言語聴覚士などの専門職を招聘し、障害児教育研修を実施しております。

また各小中学校へも、巡回相談などを通じて、専門的な知見から助言を受け、配慮を要する子どもたち一人ひとりの状況について理解を深め、また保護者とも連携を図りながら教育的ニーズを受け止め、適切な支援に取り組んでおりますのでよろしく願いいたします。

(意見・要望)

就学前の児童だけでなく、個別、集団問わず療育を求める就学後の児童、生徒や保護者がおられると思います。教育委員会としては、療育のノウハウがないと思いますので、現状の対応についてはできることをされているとは思いますが、今後は、こども未来部や健康福祉部と連携、協力し、就学後の児童、生徒が療育を受けられる仕組みづくりを調査、研究し、実現して頂きたいと要望しておきます。

【中学校給食について】

(質問)

市長は施政方針説明で、「中学校給食の導入について検討を進める」と述べられました。これまで、中学校給食のあり方について検討をされてこられたと思うのですが、中学校給食の導入について検討を進めると明言されたということは、中学校給食を導入することはほぼ確定ということなのでしょうか。

これまで、どのような検討がなされてきて、来年度はどのような検討を進めていかれるのでしょうか。

<答弁>

豊中市中学校給食懇話会の意見を参考に検討を進めております。懇話会のこれまでのご意見では、親と子のコミュニケーションやアレルギー対応などのお弁当の重要性や、さらには新たな給食を実施した場合の市の財政負担や、給食費の未収金の発生の課題などについて、様々なご意見を頂いております。

また、中学校現地調査と小中学校の児童、生徒、保護者、および中学校の教職員へのアンケートを実施し、現在、分析をしております。平成23年度末までに最終方針をまとめるようでございます。

平成24年度の中学校給食の検討内容につきましては、事業実施に向けて、実施しました中学校現地調査の結果をもとに、それぞれの学校ごとに具体的な施設整備の内容や整備スケジュールなどを検討してまいります。平成25年度以後に順次、施設整備を行い、施設の整ったところから中学校給食の開始を行ってまいりたいと考えております。

(質問)

中学校における昼食のあり方としては、様々な手法があるかと思えます。「現行通り、お弁当持参のみで行っていく」、「中学校ランチ事業を全校で実施する」、「中学校給食センターを建設して中学校給食を実施する」、「各中学校に給食室を建設して、中学校給食を実施する」などが考えられるのですが、それぞれの方法におけるメリット、デメリット、期待される効果と懸念される課題について、教育委員会としてはどの程度、調査、分析を行われたのでしょうか、現在までの調査結果で結構ですのでお答えください。ちなみに、それぞれの手法を採用した場合、どれくらいの初期経費及び管理運営経費がかかると算出されているのでしょうか。概算で結構ですので、お答えください。

<答弁>

実施方式別の特徴および概算でございますが、選択制のデリバリー方式は、施設の整備が最小で、初期投資や運営経費も少なくてすみます。デメリットとしては、配送が必要になるため、献立において温かいものが出しにくいなどの制約があることなどです。経費として初期

投資が3億6千万円、運営経費が喫食率20%で年間9千万円です。

給食センター方式は、運営経費を安く抑えられますが、給食センター建設のための用地や建設経費が必要になることがデメリットになります。初期投資が20億円、全員喫食の場合、運営経費は年間2億3千万円です。

自校方式は、適温での給食の提供や食育への対応などの点ですぐれていますが、調理場を学校内に確保する必要があることや、整備費、運営経費とも高くなる点がデメリットです。

初期投資が37億8千万円、全員喫食の運営経費は年間7億2千万円です。

(質問)

本会議の答弁で、教育委員会としては、「アレルギーなどの対応の点からお弁当との併用で、調理施設の確保から民間事業者を活用した、デリバリー方式を検討している」とのことですが、初期投資の費用の大半は、大阪府の補助金で賄われることになるのだと思います。その場合、実施後に、喫食率が低迷すると言った課題が出てきたり、他の事業の方が効果的と考えられた場合に、事業内容を変更する際、初期投資で活用した補助金は、大阪府に返還しなければならないといった取り決めはあるのでしょうか。学校給食センターのような大規模の施設の建設はなされないと言うことであれば、事業実施後、事業効果が低いと感じられた場合は、事業の廃止や見直しもあり得るという認識はお持ちなのでしょうか。

<答弁>

大阪府の補助金の交付を受けた施設を大阪府知事の承認を得ないで、処分した場合は補助金の返還の対象となる規定があります。補助金を受けた後、事業廃止を行えば、返還が必要になります。

現在のところ、中学校給食につきましては、長期的、継続的に実施が必要な事業として大阪府の補助事業の活用していくことを検討しておりますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

これまでも述べてきましたが、主目的は保護者の負担軽減ではなく、お弁当が持参できない生徒に栄養バランスの取れた昼食を提供するというを常に考えながら、今後も、豊中市としての中学校給食のあり方を検討して頂きたいと要望しておきます。

【ブックスタート事業について】

(質問)

ブックスタート事業ですが、来年度予算額389万4千円の内訳を教えてください。また、この事業の目的と期待している効果について教えてください。

<答弁>

次年度予算の内訳につきましては、絵本とバック代360万円、絵本リストの印刷代27万3600円、事業周知のための講座開催の謝礼金2万円となっております。

次に、事業の目的でございますが、絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを過ごし、保護者の声を赤ちゃんに届け、すこやかな成長のきっかけとなることを目指しています。また、地域全体で子育てを応援していることを保護者へ伝える場となっております。

期待している効果といたしましては、絵本を通して赤ちゃんと保護者がコミュニケーションを

とりやすくなることや本に親しむ第一歩となること、また図書館と健康支援室とともに市民との協働で事業を実施することで、保護者が地域と関わるきっかけづくりとなることなどと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

昨年から実施しているブックスタート事業ですが、事業の目的がどれくらい達成しているのかを、どのような形で検証しているのでしょうか。活用している方の割合、活用頻度、活用方法などを調査すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。現状では、本を配布することが目的化されているようにも感じますが、いかがお考えでしょうか。

<答弁>

図書館に来館する保護者だけでなく、すべての赤ちゃんと保護者に会える健診会場で一人ひとりの保護者に声をかけ、赤ちゃんに読み聞かせをして絵本をプレゼントすることにより、どの家庭でもすぐに絵本を開いて赤ちゃんと一緒に楽しい時間を持つ機会となると考えております。

事業目的の達成度につきましては、その活用状況やその後の図書館及び地域のこども文庫などの利用に結びついたかなど検証していく必要があると認識しております。5年間の事業継続をする中で、1歳6か月児や3歳児健診などの機会を活用して聞き取りやアンケート調査を実施するなど、その成果・効果を確認しながら今後の取り組みを進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

是非とも、ご答弁にあったようなヒアリングやアンケート調査等を定期的なきちりとして行って頂き、事業の効果検証に努めて頂きたいと要望しておきます。

また、平成24年度教育行政方針には、4か月児童検診対象乳児に対する絵本の配布率、目標値100%と記載されています。絵本を配るだけでは、豊かな「ことば」と「感性」は育まれません。配布した絵本が活用されて初めて、そのような効果が生じる可能性があるということだと思います。是非とも、配布すること以上に、その活用状況について意識を向けて頂きたいと思ひますし、目標値を掲げられるのであれば、配布率ではなく、利用率にすべきではないかと意見しておきます。

【読書活動と学校図書館司書について】

(質問)

とよなかブックプラネット事業で、学校図書館システムの構築を目指しておられ、小・中学校の学校図書館と公共図書館の蔵書を、一体的かつ効果的に活用する環境が整備されることは良いことだと思いますが、実際に学校現場で活用されなければ、意味がありません。学校図書館システムが構築されることで、学校現場に、授業や休み時間、放課後の時間等でどのような活用を期待しているのでしょうか。また、司書教諭や学級担任の意識が低かったり、ノウハウがなければ、せっかくのシステムも活かしきれないと思うのですが、それぞれの職員の意識、認識、知識を高めたり、学校図書館司書との連携体制の強化を図るために 何らかの取り組みがなされているのでしょうか。

<答弁>

学校図書館システムに貸出・返却や機能を導入することで、迅速かつ容易に子どもたちの読みたい、知りたい気持ちに応えることができるようになり、学校図書館の「読書センター機能」が高まります。また、学校図書館の資料を活用した授業の共有化を図るデータベースを導入することで、調べ学習が一層活発化し、「学習・情報センター機能」が高まることを期待しております。

次に、学校図書館の運営に関わる関係者の意識やスキルの向上に向けましては、研修会の充実化に取り組んでいます。例えば、「学校図書館の役割と校内体制づくり」や「司書教諭の役割と実践事例」、「司書の役割と課題」などのテーマで、それぞれが担うべき役割と関係者間の連携の重要性も踏まえながら、研修会を開催しておりますので、よろしくお願い致します。

(質問)

豊中市では学校図書館司書を小中学校全校に配置していますが、改めてその目的と意義について、お答えください。

<答弁>

学校図書館の整備と活用の活性化、教育課程の展開に向けての支援など、学校教育活動のさらなる充実、発展を目指して、全小中学校に学校図書館司書を配置しています。配置により、子どもたちが本に親しみやすい環境が整えられ、本に対する興味・関心が深まったり、児童生徒や教職員のニーズに応えた蔵書構築や資料支援が行われたり、これら取組みの結果、年々図書の新し出し冊数が増加するなど、読書活動の活性化に向け、有効な取組みを行うことができているので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

昨年の予算審議において、蔵書管理システムが導入されることで、学校図書館司書の方々が授業支援や児童生徒への読書相談、教員との打ち合わせに多くの時間が充てられるようになる。また、児童生徒の知的要求に応えることや教員への支援の強化が、読書活動や学校図書館活用の活性化に繋がるので、学校図書館専任職員の役割はますます重要になると考えているとのご答弁がありました。せっかく多額の予算をかけてシステムを導入しても、それを使う人の意識や能力が乏しければ、全く活かされません。また、重要な目的、役割が期待されている学校図書館司書の方々の意見やノウハウが担任教諭や司書教諭の方々に理解され、活かされなければ何の意味もありません。是非とも、学校図書館司書、司書教諭、担任教諭の今後、より一層の連携、協力関係の構築に向けた指導、啓発、研修、支援などの取組みに努めて頂きたいと強く要望しておきます。

(時間が足りず、質問できなかった項目と答弁の内容)

【小学校高学年教科担任制について】

(質問)

小学校高学年教科担任制の具体的な内容と、予算額1071万円の算出根拠を教えてください。

<答弁>

小学校高学年教科担任制では、小学校第6学年の体育科または理科担当として非常勤講師を各実施校に1名ずつ配置するとともに、学級担任による交換授業を実施し、学習指導や生活指導の充実を図ってまいります。

来年度はモデル校を約10校指定し、学習面や生活面、小中連携等における成果効果等を検証してまいりたいと考えております。

予算につきましては、10人の非常勤講師の人件費として、時間単価2790円で週あたりの授業及び打ち合わせを約10時間行うことを基本とし、年間35週による実施を予定しております。

なお、予算額1071万円は全額、非常勤講師の人件費であります。交通費も含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

モデル校10校の指定は、いつ、どのような形で行うのでしょうか。また、理科と体育の非常勤講師を派遣することにした理由について教えてください。

<答弁>

3月中に小学校校長への説明会を実施した後、各小学校において、教員配置を踏まえ、小学校教科担任制のねらいに沿った学校体制、効果的な交換授業や非常勤講師の教科などを検討いただき、実施を希望する小学校が実施計画書を教育委員会へ提出するとともに、その内容を精査してモデル校10校を決定してまいります。

また、本事業では、理科や体育のより専門性の高い教科に非常勤講師を配置いたします。理科につきましては、観察、実験や自然体験等を通して、科学的な見方や考え方を育成するような学習活動の充実を図り、体育につきましては、専門的な指導を通して、各種の運動の特性に応じた基本的な技能を身につけ、体力の向上を図ることなどをねらいとしておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

市長は、小学校高学年教科担任制をモデル的に導入し、子どもたちの学力向上に向けた取り組みを進めると仰られていましたが、小学校高学年教科担任制の導入と学力向上の関係性について教えてください。

<答弁>

小学校高学年に教科担任制を導入することにより、教員は担当する教科の教材研究や教材準備をよりていねいに行い、教科指導の専門性を高めることができるようになりますとともに、学級担任以外の教員が教科指導を行うことで、より深く児童理解を進めることができ、

児童の学力や学習意欲の向上につながると考えております。

また、教科指導における小中学校間の円滑な接続を図ることにより、中学校との段差解消をすすめ、義務教育9年間を見据えた効果的な学習環境の構築がなされると考えておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

小学校高学年教科担任制をモデル的に導入するという事は、いずれは、全校実施や全教科実施を考えておられるのでしょうか。

<答弁>

来年度は10校のモデル校において、学習面や生活面等における成果効果等を検証したうえで、次の年度における実施校の拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、学校規模による課題や実施教科などの研究を推進し、段階を踏んでいねいに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

小学校高学年教科担任制の導入で児童の学力や学習意欲の向上につながるのか、いまいち分かりませんが、中学校との段差解消にも一定の効果があるようですし、さらには、たとえ非常勤講師だとしても一人でも加配が受けられると考えれば、学校現場にとっては、とても助かる話だと思いますので、事業そのものの効果検証は必要と思いますが、実施校の拡大につなげて頂きたいと要望しておきます。

【学校給食センターの職員について】

(質問)

昨年の決算審査の際に、学校給食センターの調理員の数は正職員59人を含む全96人と伺いました。学校給食センターの調理業務は公務員でなければ出来ない業務なのでしょうか。公務員が担わなければならない理由を教えてください。

<答弁>

学校給食は学校給食法により、学校設置者が責任をもって実施するものでございますので、豊中市では、多様な雇用形態や委託業務を組み合わせながら実施しております。

(質問)

学校給食センターの調理員の業務時間を少し柔軟にシフト化し、何人かの調理員が給食や食器を各学校に届ける配送車に乗り、給食の時間に、学校で子どもたちに、その日の献立についてや、調理員としての思いなどを話してもらうなど食育指導を行ってもらうことを提案させていただきましたが、学校に行くのにかかる時間や手段、それに伴う本来業務に影響が出る恐れなどの課題を答弁されました。給食センターでの調理業務に加えて、そういった食育推進や食べ残しの抑制につながる取り組みなども含めて民間事業者にもプロポーザル提案をしてもらい、委託化していけば、より効率的、効果的な事業展開が期待されるのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

<答弁>

給食調理業務では、経験に基づく職員の業務に対する熟練が必要であります。さらに、食材の入荷の状況などにより、臨機に対応が必要となりますが、個々の調理員に対して市から直接指示ができないため、調理作業や衛生管理の指示命令が伝わりにくいことや、委託業務では、柔軟な対応が必要となる食育が難しいのではないかと考えております。

効率面では、既に多様な雇用形態を実施して、経費削減を図ってきています。また、食育や食べ残しなどについても、提案を受けるとしても委託費に含まれてまいりますので、業務委託によるコスト削減効果は低いと考えております。

(意見・提案)

学校調理業務を公務員が行わなければならない納得のいく答弁ではありませんでした。市立豊中病院では、民間事業者にもプロポーザル提案をしてもらい、委託化したわけですが、費用の面だけでなく、味が良くなるなどサービスの質の面でも効果があったということです。様々な理由を挙げて学校給食の調理業務を公務員が担う必要性を示されましたが、それらの理由が事実であるならば、市立豊中病院では臨機に対応ができていないこととなりますし、調理作業や衛生管理の指示命令が上手くいっていないこととなります。さらに、学校調理業務を担われている職員の方々が行っておられる食育が、民間事業者にはできないということも根拠が乏しいと思います。

是非とも、今後も、多様な雇用形態を模索するとともに、民間活力のより一層の導入について、検討を行って頂きたいと要望しておきます。

【中学校ランチ事業について】

(質問)

来年度予算として、39万2千円を計上されていますが、その内訳と、昨年度予算と比べて減額されている理由を教えてください。

<答弁>

中学校ランチ事業の予算について、お弁当を持参できない場合の支援を拡大するとともに、他の学校でもモデル事業の検証をさらにすすめるために1校から3校に拡充の予算を設定しております。

モデル校の実績から、喫食率の10%を、6から7%の設定とし、新たな2校は2学期からの開始としているため、わずかに減額となったものです。

(質問)

中学校ランチ事業は、お弁当持参率が市内で最も低い約7割ということで、7中でモデル実施されていますが、喫食率は5～6%程度と低い状況です。この現状をどのように評価されているのでしょうか。モデル実施をして以降、7中の生徒や保護者、教職員へのモニタリング調査、アンケート調査、ヒアリングなどは行われたのでしょうか。また、このような現状で、来年度、この事業を3校ぐらいに拡充していく理由を教えてください。3校ぐらいに拡充するよりも先に7中での様子をもう少し見るとともに、喫食率の向上に向けた取り組みをするべきではないでしょうか。

<答弁>

喫食率については、当初の設定より下回っておりますが、一定の食数があり、お弁当が持参できない場合の栄養バランスの取れた昼食の提供という、当初の目的を一定果たしているものと考えております。

中学校ランチの調査でございますが、モデル校の教職員に対しての調査を実施していただき、中学校ランチは、価格も安くおいしいと思うなどのご意見がある反面、献立に揚げ物が多い、徴収方法や配食方法に学校負担があるなどのご意見を頂いております。

献立や予約方法の工夫など喫食率の改善に努力しながら、モデル実施をしてみたいと考えております。

(質問)

7中の昼食の様子を視察しましたが、スクールランチを食べている生徒よりも、パンやおにぎりをコンビニ等で買ってきて食べている生徒の方が多かったように思います。このことについてのご見解をお聞かせ下さい。また、具体的にスクールランチの喫食率の向上策として、何か考えておられるのでしょうか。来年度は、どれくらいの喫食率を見込んでおられるのでしょうか。また、新たに実施する学校はどのような形で選定するのでしょうか。

<答弁>

栄養バランスを考えるとパンやおにぎりよりも中学校ランチを利用して頂きたいと考えています。

モデル校でのアンケート結果から、揚げ物が多いなどの献立の課題や予約方法についての課題もありますので、その辺の工夫から喫食率の向上を図ってみたいと考えております。

喫食率は実績から、6から7%を設定しています。

昼食提供の必要性が高く配膳などが実施できる学校を選定してまいります。

(意見・要望)

7中では、保護者が子どもにお金を渡して、昼食を購入させるので、お弁当を持たない子どもたちが中学校ランチではなく、コンビニのパンやおにぎりを購入できてしまうので、中学校ランチの注文方法を予約制にしたり、口座振り込みを導入することで、喫食率は向上するのではないかと思いますので、是非、ご検討頂きたいと思っております。また、是非とも、教職員だけでなく、子どもたちに対する調査もして頂けたらと要望しておきます。

【学級崩壊の現状把握と対応について】

(質問)

いわゆる「学級崩壊」が生じることは、豊中市内の小中学校でもあり得ることだと思っておりますが、現在、市内の小中学校において、学級崩壊が発生している、もしくは、それに近い状況がしばしば発生する学校、学級はどれくらいあるのでしょうか。

<答弁>

学級がうまく機能しない状況としての、いわゆる「学級崩壊」につきましては、学校や保護者から教育委員会へ寄せられる児童生徒や学級の状況について相談内容から、市内小中学校においても散見されるものと認識しております。

(質問)

学校現場や保護者から、そのような相談や報告があった場合、教育委員会としては、どのような対応をとっておられるのでしょうか。

<答弁>

対応といたしましては、校長、教頭や学年の教員が学級に入り複数指導体制をとる、学年で合同授業や集団活動を行う、子ども支援の学生ボランティアを派遣する、スクールソーシャルワーカーを派遣し状況についてアセスメントやプランニングを行う、保護者に協力を求めるなどの方策を講じております。

(質問)

学級崩壊が長引けば、子どもたちの教育、日常生活に大きな影響を及ぼしますし、保護者の不安が募り、学校と保護者の関係も悪くなるなど、負の連鎖が広がっていくと思うのですが、現在、市内で学級崩壊が長引いている事例はないのでしょうか。

<答弁>

状況の改善には、教員と児童生徒あるいは児童生徒同士の間関係の変容が求められることから、時間を要するケースもありますが、時間を要するケースもありますが、児童生徒の好ましい変容をその都度評価しながら、これらの対応に少しずつ修正を加え継続して取り組むことが必要であると考えております。

(質問)

一方で、いわゆる「学級崩壊」というものは、どの学校、どの学級でも起こりうるもののように思います。そういう意味では、そのような状況がそもそも起こらないようにするためには、どのような取り組みが必要とお考えでしょうか。

<答弁>

このような状況の背景には、教員の学級指導の課題、児童生徒の課題、保護者の課題、地域の課題等、様々な複合した課題があり、それだけに、現在では、どの学級にも起こりうる問題であると捉えております。

この問題につきましては、児童生徒や学級の状態や課題について、学校と保護者が共通認識を持ち、双方向に協力しながら、学校、家庭において、児童生徒の自己肯定感を育てる取り組みを積み重ねることが大切であり、その取組により、児童生徒が安心して生活できる学級集団が生み出されるものと考えております。

【教育に関する保護者の役割、責務について】

(質問)

(仮称)豊中市こども健やか育み条例の骨子案の検討資料には、全ての大人の役割、保護者の役割、地域の役割、子ども関連施設の役割、市の役割とあるのですが、その中で、特に保護者の役割について、教育委員会として、どのような見解を持っておられるのでしょうか。また、懇話会の中でも委員の方々から頻繁にかつ声高に「保護者の役割、責務を明確にしてほしい。厳格に規定してほしい。」との意見がありましたが、教育委員会として、保護者の役割、責務の明確化についてはどのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

教育基本第10条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と規定しております。

したがって、保護者、家庭の役割・責務は、保護者と子どもが家庭での関わりの中で、子どもの基本的な生活習慣や社会生活を営むうえでの規律・ルールなどの家庭教育を子どもに教え、身につけていくものであると認識しております。このことを基本に、学校・家庭・地域、それぞれの主体が役割分担を各々で確認しながら、連携・協力し、社会全体で子どもの育ちや学びを培っていくことが大切であると考えておりますので、よろしくお願いします。

(質問)

保護者、家庭の役割を述べて頂きましたが、その役割を必ずしも果たされている家庭ばかりではないように思います。そのような担うべき役割、責務について、もっと家庭に対して周知していくべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

昨年度策定しました「教育振興計画」におきましても、学校・家庭・地域の連携促進や役割分担の大切さを明記しているほか、PTA活動のなかでは、家庭教育の振興を図ることが目的のひとつとされております。家庭の役割や責務につきましては、家庭教育の講演会やホームページ、チラシなど様々な媒体を通じた情報発信をはじめ、次代を担う中学・高校生などの若い世代に対しての親学習の実践などを通して、家庭教育の認識を含めてもらう取り組みを引き続き進めてまいりますのでよろしくお願いします。

(意見・要望)

いわゆる学級崩壊は、教員、児童生徒、保護者、地域など様々な複合的課題から起こりうるものだということで、そうであるならば、学校と家庭、学校と地域、家庭と地域の互いを知り、理解し、協力し合える関係作りに日頃から意識して取り組む必要があると思いますし、保護者、家庭の役割をできる限り多くの方々に理解して頂き、果たして頂くためには、保護者の方々への個別のアプローチが必要になってくると思います。共通することは、いかに学校現場と家庭が情報共有、意思疎通を図るかが重要だということです。先日の代表質問で家庭訪問を行われていない小学校がかなりあるとのことでしたが、そういう意味では、学校現場が保護者の方々と子どもたちの成長、教育に関わる情報や意見の共有ができる家庭訪問は、意義あるアプローチの手法の一つだと思います。家庭訪問に限らず、より一層、学校現場と家庭の関わり合いを深め、互いの理解を深めるよう、あらゆる手法、手段を通じて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【学校給食会の解散について】

(質問)

今年度で、財団法人学校給食会が解散され、学校給食室に業務が移管されますが、それによって、何か変わることはあるのでしょうか。また、財団法人学校給食会の職員は何人おられ、全員がそのまま学校給食室の職員となるのでしょうか。

<答弁>

現在は、保護者が給食費を学校に納付し、それを集約して、学校が給食会に納付しています。給食会は学校からの給食費をもとに、給食食材を調達しています。

給食会解散後は、学校を経由せず、保護者から、市が直接徴収する形に変更されます。給食食材は市の予算を通じて直接、市で購入します。

その結果として、学校給食費の債権者が明確になり透明性が向上するとともに、学校現場の事務負担の軽減につながります。

現在の給食会の職員は3名で、全員を引き継いで業務を実施していきたいと考えております。

(質問)

給食費の徴収を学校給食室が行うことになるそうですが、給食費の未納については、学校給食室の職員が徴収業務を行うことになると思うのですが、ノウハウや人員の面で課題や問題はないのでしょうか。また、昨年の予算審議で、豊中市でも学校給食費の滞納分を子ども手当からの天引きを検討されているのか質問しましたが、子ども手当からの学校給食費の徴収については実施したいとの答弁がありました。天引きは既に開始されているのでしょうか。開始されている場合、回収率や回収額にどれくらいの効果が生じているのでしょうか。

<答弁>

給食費の徴収は従来から口座振替をお願いしておりますので、その点で大きく変わることはありません。

未収発生後の納付書の発送や督促などの事務を市で一元化します。

未収に対する対策は市の債権管理室の徴収事務の研修などを通じて庁内のノウハウを活用しながらすすめてまいります。

人員については、従来の給食の職員に加え徴収のための2名の非常勤職員を配置してまいりたいと考えております。

子ども手当の支給等に関する法律により学校給食費からの天引きが可能となりましたが、本年3月までの時限立法でございますし、本人からの申し出を受ける必要がございますので、今後の法改正の動向も見極めながら、学校給食費の徴収について引き続き研究してまいります。

【小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について】

(質問)

「小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」伺いますが、現在の検討状況と具体案の作成状況について教えてください。また、学校規模の適正化や通学区域の見直しが2013年度に施行されるまで、来年度一年しかないのですが、今後の予定と2013年度実施に向けた見直しについてお答えください。

<答弁>

現在の検討状況と具体案の作成状況でございますが、昨年4月に学校教育審議会からの答申を踏まえ、教育委員会事務局及び市長部局の関係職員で構成する「学校の適正規模と通学区域に関する連絡会議」及び「作業部会」を設置し、答申の具体化に向けた検討を

進めて参りました。現在、今月末に学校教育審議会に諮問するための準備を進めているところでございます。

次に、今後の予定と実施に向けた見通しでございますが、諮問後、学校教育審議会でご議論頂き、その答申を踏まえ、段階的な実施なども含め、慎重にかつ丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

あくまでも、今後の子どもたちの教育環境をよりよいものにしていくために教育的な観点から学校規模と通学区域のあり方を検討し、改善策を講じられようとしていると思いますので、来年度作成される具体案を実施することによって、今ある課題が少しでも解決、改善する方向に向かうことを期待しております。

【大阪府豊能地区教職員人事権協議会事務について】 【府費負担教職員の人事等事務について】

(質問)

大阪府豊能地区教職員人事権協議会事務や府費負担教職員の人事等事務など、教職員人事権の移譲に関連して新たに来年度から予算化されたものと、その事業、事務の内訳を教えてください。

<答弁>

協議会の経費を、約960万円と見積もった。

豊中市の負担金は、教職員定数の按分(57%)に基づき、547万円としている。

協議会の経費の主なものは、大阪府と合同で行う教職員採用選考にかかる3市2町側の負担金など教職員採用選考にかかる経費が約500万円、法定研修に要する経費が約150万円、管理職選考にかかる経費、給与・保険関係の経費がそれぞれ60万円、その他機械器具のリース代など事務局費として180万円の経費を見込んでいる。

また、協議会の負担金とは別に、府費負担教職員の人事等事務として、897万8千円を計上しており、うち470万9千円が人事権移譲に伴い新たに予算化したもの。

主なものは、懲戒・分限や指導改善研修の実施に伴う専門家への謝礼金など約200万円を計上するほか、職員の任用にかかる健康診断費用、免許認定講習の負担金などが約96万円、その他旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬料などとなっている。

(質問)

人事権の移譲に伴って、これまでやったことの無い採用関係の事務を行う必要あると思いますが、採用活動は、今の教育委員会の職員の中から選ばれた方が行われるのでしょうか。また、そのような事務のノウハウを持っておられる方はいるのでしょうか。

<答弁>

採用選考事務は協議会が行うので、3市2町の教育委員会事務局の職員のうちから選任された職員が、事務に従事する。

3市2町の職員は、採用選考事務を初めて携わることになるが、平成23年度、人事権委譲に備えて、本市職員(1人)を府に派遣して1年間従事。

今後、3年間、府と合同で採用選考事務を実施し、ノウハウを獲得し、蓄積する。また、大学説明会など積極的なPR活動を進めていきたい。

(質問)

来年度の採用試験のスケジュールと、どのような形で3市2町の合格者、さらには、豊中市の学校現場で教職員として働く方が選ばれるのか、教えてください。

<答弁>

4月2日から5月7日まで、募集を行う。

一次選考は7月、二次選考は8月中旬から9月下旬にかけて実施する予定。

募集・選考は、大阪府と合同で実施するので、最終の合格判定までは合同で行う。

合格者に対して、大阪府又は、3市2町への希望を聞いて、希望を参考に合格者を配分する。

校種、教科ごとの採用予定数があるので、希望どおりにならない場合はあるが、希望を尊重して配分を決定していく予定。詳細は協議中。

(意見・要望)

来年度はまだ府と合同での採用選考を行われるとのことですが、遅くとも3年後には3市2町だけでの募集、採用選考を実施される予定になっているわけですので、是非とも、一人でも多くの学生に3市2町、もっと言えば、豊中市で教員として働きたいと思って頂けるように、様々な機会、媒体を通してのPR活動にご尽力頂ければと思います。

【学校施設の光熱水費の削減について】

(質問)

光熱水費削減分還元制度を実施、拡大することで、光熱水費の削減に努められていますが、現在、豊中市立小中学校59校における昨年度の年間消費電力は、1088万5千Kw。CO2排出量は320万6千Kg。電力料金は2億6730万円。水道料金は1億9097万7千円と聞いていますが、教育委員会として、学校園における省エネ器具、省エネ製品への切り替えによる光熱水費の削減にどれくらい取り組んでこられているのでしょうか。省エネタイプの蛍光灯器具への取り替えや、古いタイプの空調設備の省エネタイプへの取り替え、照明器具や空調設備などの一括回線から単独回線への変更、水出量が少なくなるタイプの蛇口の取り換えなどによる経費削減の取り組みは、実施されているのでしょうか。

<答弁>

光熱水費の削減に向けた取り組みについてお答えいたします。教育委員会としては具体的な取り組みとしてまず、学校等の増築時・改修工事等の際も含めて、教室内の天井灯照明器具の不具合の発生や、且つ取替の必要が生じた場合は、新たに省エネ型の照明器具等に取り替えを進めています。また、体育館天井灯のランプなどは照度を確保できる省エネ型の製品に取り替えており、誘導灯危機についても故障などが発生した際には、LED型の省エネ器具に順次交換しています。

その他、空調設備など航空機騒音対策の全館集中方式空調設備設置校についても、国の補助制度を利用し高効率省エネ型で個別制御及び集中管理制御のできる個別空調方式に順次更新しています。これらについては全てデマンド制御機能により契約電力を抑制する装置を設け節電に努めています。今後も残りの学校・園につきましても国の補助制度を活用し、市の財政状況を鑑みながら進めてまいりたいと考えています。

水道費の削減についてもトイレ改修工事の際、大便器の洗浄器具を節水型に取り替えるな

どしており、水道の蛇口にも節水コマを取り付け、現在検証を行っています。

今後も環境に配慮するとともに、経費削減に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【市民（体育・レクリエーション）大会について】 【市民体育振興協議会補助金について】

（意見・要望）

市民体育大会、レクリエーション大会の委託金や市民体育振興協議会への補助金については、削減を進めておられることに対して、一定の評価をさせていただきますが、私は、そもそも、委託金や補助金として支出されている目的や理由に妥当性や正当性が今日のにはないように思います。特に市の財政が非常に厳しい中で、あらためて、本当にこれらの事業に優先的に補助金や委託金と言う形で税金を投入することが妥当なのかどうかを検討して頂き、可能な限りでの受益者負担を求めて頂きたいと強く要望しておきます。

【スポーツ施設情報システムの運用について】

（質問）

昨年の決算審査の際に、スポーツシステム施設情報システムの街頭端末機及び業務端末機について、利用頻度が少ないことから、リース代の約557万円の税金の支出を抑制するため街頭端末機の設置を廃止することを提案しました。それに対して、来年度以降、リース契約満了を迎えるものから利用率等の推移を見ながら検討していくとのことですが、今年度内でリース契約が満了になるものや、来年度にリース契約満了を迎えるものについては、全て撤去する方向で検討が進められているのでしょうか。また、既に撤去されたものもあるのでしょうか。

＜答弁＞

ご指摘の街頭端末機につきましては、この1月にオーパスの新システムの運用を開始し、より便利にご利用いただける利用対象施設を拡大したところです。

今後更なる利用率の向上のため広報などでPRに努めますが、新システムでの利用率の推移を見ながら、利用率が低い端末機につきましては、来年度以降更新時期を迎えるものから撤去の検討をしておりますので、よろしくお願いいたします。

尚、既に撤去した街頭端末機としましては、昨年9月に第2庁舎1階ロビーの1台を撤去いたしましたので、よろしくお願いいたします。

（意見・要望）

今後も利用率の推移を見ながら、リース契約満了を迎える端末機を順次廃止して頂きたいと要望しておきます。

【市のOBを局長として派遣することについて】

（質問）

昨年の決算審査の際に指摘し、見直しを求めましたが、私は市のOBをスポーツ振興事業団へ局長として派遣する必要はないと考えています。市の外郭団体へ豊中市のOBを派遣するケースは他にもあると思いますが、行っていない団体もあります。市の外郭団体への職員の派遣が見直されていますが、同様に、スポーツ振興事業団など、外郭団体へ

の豊中市のOBの派遣についても見直すべきと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団は、体育施設の活用促進、生涯スポーツの推進を目的として、本市が100%出資して設立いたしました。

平成23年度の財団職員の雇用に関わりましては、財団から市に対し、組織マネジメントを行う人材の推薦依頼があり、市の退職職員を推薦いたしました。その上で財団として選考され雇用を決定されたものと解しています。

(意見・要望)

それほど、スポーツ振興にたけた経験のある方が事務局長に就いているわけではありませんし、よきパートナーシップを構築するためだけに多額の税金を支払って退職職員を配置する必要はありません。単なる退職職員の特権的ポストを作っているだけに感じますので、早急に見直して頂きたいと思います。

【豊中市立小中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の設定について】

(質問)

現在、夜間開放をされている小中学校の運動場の使用について、昨年12月の委員会で、そこそこの利用率があるところについては、利用率の向上を図るべきと意見しました。一方で、利用率が極端に少ない庄内西小学校や第8中学校については、近隣住民との話し合いを通じて、運動場の夜間開放を市民に活用して頂けるような取り組みを積極的にしていくことを要望するとともに、近隣住民の理解や協力が得られず、夜間開放の利用者を生み出せない、増やすことが出来なければ、照明施設の維持管理費が照明施設を使用する、しないに関わらず、1校当たり約11万3750円かかっており、無駄な支出となっていることを考慮して、照明施設の撤去や、他の学校への移設も含めた検討をすることを提案させて頂きました。これらのことについて、どのような検討がなされ、来年度はどのような対応策を講じていかれる予定なのかお答えください。

<答弁>

小・中学校の運動場の夜間開放につきましては、平成24年4月から利用申し込み方法を、従来の抽選会方式からオーパスシステム移行に伴い、利便性が向上することや、「広報とよなか」や市ホームページなどで広く周知いたしますことから、登録団体数の増加が見込まれ、利用率の向上が図れるものと考えております。

利用率が低い庄内西小学校につきましては、運動場の広さから、成人サッカーの練習やソフトボールなどの使用に適していることから、該当種目団体へのPRを行ってまいりたいと考えております。

第8中学校につきましては、昭和60年に開放事業を開始する際、地元との協議により、照明の照度や照射角度などに制限が設けられたこともあり、利用率が大幅に低くなっています。こうした制限を緩和するには、地元自治会、学校、利用希望団体、教育委員会で構成する「運動場夜間開放運営委員会」で協議する必要があり、現在、学校と事前協議を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、夜間開放事業につきましては、勤労者のスポーツ振興として実施している事業であり、今後も勤労者が利用しやすくなりよう努めてまいりたいと考えております。

すので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

夜間照明施設は、利用してもしなくても、維持管理費がかかっていますし、ご答弁にもあったように事業の目的が勤労者のスポーツ振興ということですので、利用がほとんどなければ、事業そのものの目的が果たされておらず、見直しが必要ということになると思います。

今後も、できる限りのPR活動にご尽力いただくとともに、第8中学校については、地元住民の方々との意見交換、協議を早急に始められ、まずは、夜間照明器具として利用できるものにするよう努めて頂きたいと要望しておきます。

【庄内温水プールの閉館に伴って行っている事業について】

(質問)

庄内温水プールの閉館に伴って、本年度行っている事業の内訳と、その事業費について教えて下さい。

<答弁>

庄内温水プールの休館に伴います事業といたしましては、庄内温水プールの水泳教室の一部を民間プール事業の水泳教室で代替しようとするもので、予算額1858万5000円を計上いたしました。内訳としましては、前後期2クールとし定員枠は420人となっております。

次に、休館に伴う庄内温水プールと豊島温水プールを結ぶ無料送迎バスの運行事業が、年間310日運行するものとして、総額1085万円を計上いたしました。

(質問)

それぞれの事業における当初の利用見込みと、実際の利用状況について教えて下さい。

<答弁>

代替水泳教室につきましては、当初420人の定員枠に対して、117人の参加がありました。無料送迎バスにつきましては、当初310人の運行を見込んでおりましたが、1月末までの実績は160日でしたので、よろしくお願いいたします。

(質問)

来年度の事業予定及び、それぞれに関わる経費、利用見込みについて教えて下さい。

<答弁>

代替水泳教室につきましては、定員300人で1326万3200円を予算計上しております。次に、無料送迎バスでございますが、年間207日の運行を見込み761万4600円を計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

本年度の実績を考慮して、来年度予算に関しては事業の見直しや改善によるコスト削減を図られたようですが、代替水泳教室も無料送迎バスも事業の効果があまり良くない状況が続いていますので、今後も事業の状況を注視して頂きながら、事業のあり方を検討する

とともに、効率的な事業運営に努めて頂くことを要望しておきます。

【警報等の休校の際の対応について】

(質問)

朝、登校中もしくは登校後に警報が発令された場合、登校した子どもたちへの対応はどのようにされているのでしょうか。

<答弁>

各学校における非常変災時の対応につきましては、これまでより、児童生徒の生命の安全確保を最優先するとともに、保護者に対して、気象条件等や児童生徒個々の状況の違いなどにより、臨機応変の判断や対応が必要であることについて、平常から周知を図るよう指導しているところでございます。

登校中や登校後における対応につきましては、各学校が保護者に周知した内容や学校メールなどを活用し、自宅待機または学級待機などの措置を講じるとともに、帰宅させる場合においては、保護者との連絡を密に行うなどにより、児童生徒の安全確保を図っているところでございますので、よろしくお願いいたします。